

# 琉球大学学術リポジトリ

## 「風水の村」序論－『北木山風水記』について－

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 町田, 宗博, 都築, 晶子, Machida, Munehiro, Tsuzuki, Akiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/15667">http://hdl.handle.net/20.500.12000/15667</a>



図15 藏元の図

註

(1) 八重山藏元の建物について、『八重山島年来記』に以下のようにみえる。

康熙三十五年(一六九六)

藏元初而瓦葺ニ成普請仕置候。

乾隆四年(一七三九)

御藏元本殿仕上、世藏・勘定座・本門・火神屋・火焼所、北向ニ

引改普請。藏内ひんぶん新規築立候事。

乾隆十六年(一七五二)

御藏元南向江引直、本門二階普請、長藏本門後江引移作直。

明和の大津波以前の藏元には、本門、本殿、長藏(世藏)、勘定座のほか、火神屋・火焼所があり、さらに藏元のおそらくは内部にヒンブンが建てられていた。一七三九年に北向きに改修、その十数年後には南向きに立て直して、門も二階建てに直したという。ただし、一七七年の明和の大津波によって破壊され、登野城村美崎から急遽、大川村文嶺へ、ついで大川村「ふんに」に移転した。文嶺にあった仮作りの建物は、「大波之時各村之形行書」によれば、藏元は未向き、長さ四十九間、横三十間の敷地。内部に本殿(御問合座日帳方・改方・系図方・惣取方も含む)、勘定座(惣横目座も含む)、所遣座などの建物があったという。その後、一八一五年に再び登野城村美崎へ移転するが、移転後の建物については不明。『富川親方八重山島藏元公事帳』に、「焚字炉」を置くようにいう。図15参照。また、前掲牧野清『新八重山歴史』一三二〜四頁参照。

(2) 典拠不明。中国では一般に「衙門」は官庁、「大堂」は長官が政務を執り行う建物という。藏元、番所の建物の風水における意味については、解題参照のこと。

(3) 典拠不明。「官長」は衙門の長官、「循吏」は地方の官吏をいう。

(4) 典拠不明。『地理陽宅大全』巻四に「大凡寺觀・宅舎・樓台・廳堂・房屋・廂廊・道砌前後左右、須放坦。然次第不得局促逼近、致使胸襟隘塞、不能成大器。陰陽云、若要官、明堂須要寬、明堂窄狹、子孫貧乏、明堂要寬、不可栽木于内。曾氏歌云、明堂濶、子孫尽駘達、明堂寬、代代作高官」という。ここでの「明堂」は建物の前面をさすと思われる。つまり、建物の前面はゆったりしている(寛)のがよいという。

(5) 風水では、門前に樹木・石堆・土堆があるのは禁忌であった。

① 樹木について

○ 与儀兼徳『風水書』に「正門前、不宜種柳」という。『象吉備要通書』に同じ。

○ 『陽宅十書』論宅外形第一に「大樹当門、主招天瘟」という。

○ 『陽宅十書』論宅外形第一「陽宅外形吉凶図説」に、門前の様々な形状をした樹木がもたらす凶を図説している。「絵図：怪樹腫頭、又腫腰、姦邪淫乱、小鬼・妖猫・鼠・猪・鶏、并作怪。疾病・癆瘵、不曾饒」、「絵図：空心大樹在門前、婦人癆病、叫皇天、万般吃菜皆無効。除了之時、禍断根」、「絵図：妖怪之樹、人不識。文曲之方、真不吉。男貪淫慾、女貪花、破壞風声、情似蜜」。(後掲図16)

② 石堆・土堆について

○ 『象吉備要通書』巻二十一「陽宅秘論」に「凡人家門前不要見石塊、高三四尺者、皆是也。紅白赤星所主立見」。

○ 『陽宅十書』論宅外形第一「陽宅外形吉凶図説」に「絵図：面前若見生土堆、墮胎患眼也。難開、寡婦少亡、不出屋、首聳暗唾、又生災」。「絵図：小石当門、多磊落。其家、說鬼時時着小口、驚嚇不須言。氣絶聳唾、人難覺」。「絵図：此屋門前有大堆、住此房内、主墮胎、更兼眼疾、年年有火殺加臨更惹災」と(後掲図17)。

(6) 典拠不明。「役房」は官吏が政務を執り行う建物。蔵元の「勘定座」などの建物か。


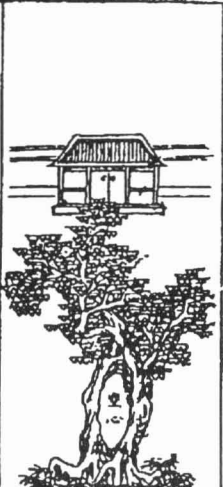

(7) 典拠不明。「大門」は蔵元の「本門」を指すと思われる。

(8) 典拠不明。「胥吏」は下級官吏、「書役」は書記をいう。「照牆」は、一般に大門の前、あるいは後ろにある「影壁」(「影壁牆」)をいう。内田道夫解説『北京風俗図譜』1(平凡社、東洋文庫23、一九六四年)に絵図がみえる(後掲図18)。いわゆる「ヒンブン」に相当するが、明和の津波以後に再建された蔵元に「ヒンブン」があったかどうか不明。花山孫位は「シンボン」とふりがなをつけている。「伊江島風水記」では、番所のヒンブンについて次のようにいう。

門の前、道筋狭く、ひんほん短く有之候ては、風水の法に相叶はず、役々の不為は勿論、諸事宜しからざる儀有之候間、以後作替の砌、ひんほん少し南表に退け、高長等相広め候様、相心得べき事。

なお、沖縄のヒンブンについては、窪徳忠『中国文化と南島』(第一書房、一九八一)、同『沖縄の民間信仰』(ひるぎ社、一九八九年)など参照。

(9) 「八宅」については解題、及び前掲図5参照。

		
<p>曰 斷</p>	<p>曰 斷</p>	<p>曰 斷</p>
<p>聲淫曲妖 情愁之怪 似女方之 蜜食真樹 花不人 破吉不 壞男識 風貧文</p>	<p>時吃人空 禍藥癆心 斷皆病大 根無叫樹 效皇在 除天門 了萬前 之般婦</p>	<p>療猪邪怪 不鷄淫樹 曾并亂腫 鏡作小頭 怪鬼又 疾妖腫 病猫腰 癆鼠姦</p>

「陽宅十書」論宅外形第一「陽宅外形吉凶図説」より

図16 門前の樹木

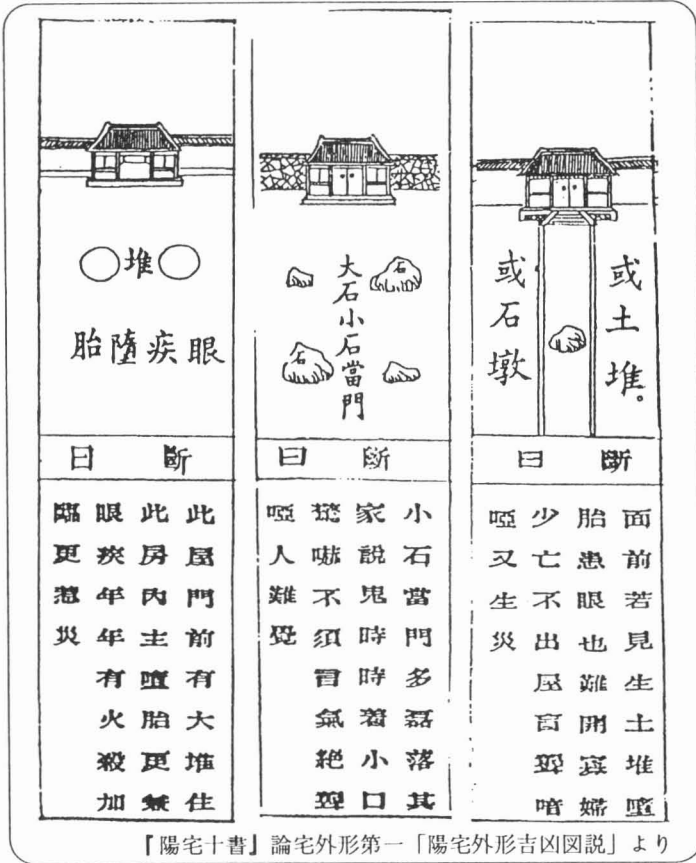


図17 門前の石堆・土堆

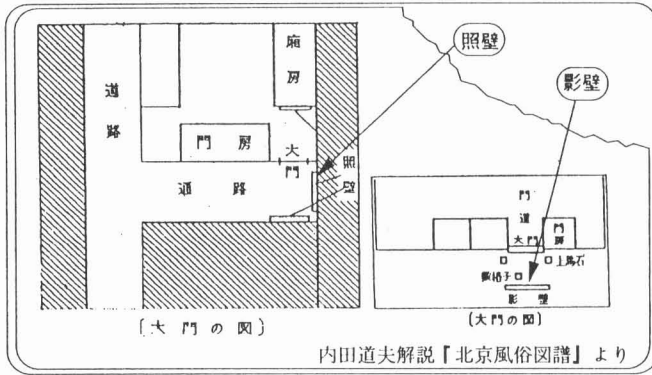


図18 照壁・影壁

(10) 「玄館」がどのような建物をさすのか不明。  
 (11) 「九宮」については、解題参照。蔵元は「坐艮向坤」の「良宅」、九宮の「中宮」に艮卦(八白土)が入る。それにともなっており、坤卦(二黒土)は「良宮」に、中宮の五黄土は「坤宮」に飛ぶ(前掲図8)。鄭良佐は『平陽全書』の「本位」を「本宮」、「本位」と「飛」の五行が一致する「比」を「助」と表現している。

・本位  
 中宮 艮(八白土)

飛宮	二十四方位	飛卦	相生相剋	九宮法	吉凶方位
艮宮	丑・艮・寅(北東)	二黒土	土比土	飛比本位	旺氣方
坤宮	未・坤・申(南西)	五黄土	/	/	冲関方

ただし、鄭良佐は、五黄の飛んだ坤宮は五黄の煞(冲関方)ではあるが、五黄の土が本宮(本位)の土を助けるので、旺気の方となるという。

また阿波根村からの宿道変更の訴えを許可した文書(解題参照)に、乾隆五十六年(一七九一)に風水見久米村故崎原親雲上に風水見分を依頼し、宿道を明け直したが、それ以後、村中が衰微した旨を述べて、次のようにいう。

猶又風水見久米村与儀通事親雲上頼上入御見分候処、右致明替置候道筋之儀、丑之方相当、九宮之法、二者退氣之方、其上背去而抱護之情無之、至極村中差障、且旧道之儀、癸之方相当、九宮之法、二者生氣之方、百姓致繁栄所中永々為筋可相成段被仰付候。

ここでも鄭良佐は、「九宮の法」の方位と道路の形勢との両面から風水見分をしている。図19参照。

(12) 「三元氣運」については、『平陽全書』巻十一「九宮」にさまざまな方法が紹介されている。撰者の葉泰は、「三元」について「蓋気数出於洛書大小運。



図19 宿道変更の図

大運分三元、毎元三甲子、毎甲子行一宮、毎宮主六十年。故六九(六掛ける九)五百四十年也。小運亦分三元、毎元一甲子、毎二甲行一宮、毎宮主二十年、故二九(二掛ける九)百八十年也」と説明する。鄭良佐のいう「三元氣運」は、「小運」に相当する。小運の「一元」は甲子からはじまる干支が一巡する六十年間とする。さらにこの一元は上元・中元・下元に分かれ、十干のはじめの「甲」の歳が二巡する二十年間ごとに卦のひとつが移動して中宮に入る。上元では甲子、中元では甲申、下元では甲辰にこの移動が起こる。かくて二十年間の周期が三元では九回生ずるので、三元では百八十年間となる。一体、「三元」では、中宮に入る卦と他の宮とをどう関係づけるかによって、多様な理解の仕方があったようである。鄭良佐の記述からみて、『平陽全書』巻十一「又主運加飛法」に「又以主運為主、論八方生煞氣吉凶。如上二黒入中、即以二黒為主。三碧四緑加乾兌、以乾兌二方為煞氣方。九紫加震、以震方為生氣方、其死退氣做此」という方法に近いと思われる。

主卦

・中宮 二黒土(坤)

八宮	加卦	相生相尅	主・加	方位吉凶
乾宮	三碧木(震)	木尅土	加尅主	煞氣方
兌宮	四緑木(巽)	木尅土	加尅主	煞氣方
震宮	九紫火(離)	火生土	加生主	生氣方

つまり、「九宮」と同じ結果が生じるが、「九宮」は八卦が空間を循環するのに対して、「三元」は八卦が時間を循環するといえよう。鄭良佐の「三元氣運」では、八卦の循環を表現する術語も「九宮」と同じである。道光二十四年甲辰(一八四四)に、離卦が中宮に入り、それにもなって乾卦が坤宮に飛ぶ。離は「九紫火」、乾は「六白金」であり、相生相尅関係では火が金に尅ち、中宮の主卦(九宮では本位)が飛卦の乾に尅つので坤宮は「死氣方」となる。ついでその二十年後の同治三年甲子(一八六四)には、坎卦が中宮に入り、それにもなって兌は坤宮に飛ぶ。五行では坎は「一白水」、兌は「七赤金」、相生相尅関係では、金は水を生じ、飛卦が主卦を生ずるので坤宮は「生氣方」となる(図20、図21)





図20 三元氣運の図（道光24年甲辰～同治2年癸亥）



図21 三元氣運の図（同治3年甲子～光緒9年癸未）

道光二十四年甲辰

・中宮 離 九紫火

同治三年甲子

・中宮 坎 一白水

八方	二十四方位	飛卦	相生相尅	主・飛	吉凶方位
坤宮	未・坤・申(南西)	六白金(乾)	火尅金	主尅飛	死氣方

坤宮	未・坤・申(南西)	七赤金(兌)	金生水	飛生主	生氣方
----	-----------	--------	-----	-----	-----

鄭良佐が風水見分をしたのは、同治二年から三年にかけてであり、同治三年甲子からの二十年間は蔵元の坤門の方位は「三元の氣運」からみても「生氣」の吉方となるのである。

(13) 生氣・延年・天医は、八宅の吉方(前掲図5)。竈を八宅の吉方に置く方法については、典拠不明。多くの中国の風水書は、竈の坐と竈の焚き口とを区別している。「金光斗臨経」「竈座火門」は、竈座が生氣・天医・延年の吉方を庄すると凶であり、竈座が絶命・六煞・禍害・五鬼の凶方を庄すると吉であるという。また、『陽宅撮要』卷一「竈」にも「竈座宜坐煞方、火門宜向宅主本命之生天延(生氣・天医・延年)三吉方」とある。『陽宅十書』論宅内形第八「火庵説」に「火庵、即是厨房・厨竈、止宜在宅凶方、不宜在吉方、此両言尽之矣。今世術者、不知的当、紛紛立説、制度遷、就反覆變更」と。竈は凶方に置くべきであるが、今の術者は的はずれで、紛紛として諸説を立てて変更してやまない、と難じており、竈の位置については諸説が入り組んでいたと思われる。

(14) 茶炉は、茶湯を用意するための炉。『富川親方八重山島蔵元公事帳』「日帳方勤方之事」に「当番之筆者、活花・茶湯并座中多葉粉盆結構致弘<sup>弘</sup>置、在番頭罷出次第、順、可差出事」とあり、蔵元には茶湯を用意する炉があったものと思われる。

(15) 蔵元の内部は、「火神屋」が置かれていた。『富川親方八重山島蔵元公事帳』「元日十五日冬至勤方之事」に、「元日十五日冬至、諸人朝拜相済候ハ、大阿母并掟あむ佐事阿母・四ヶ村之つかさ白朝着ニ而蔵元火神之祭可仕事」とあり、祭祀が行われていた。本文でいう「神」は、あるいは「火神」のことか。また、『金光斗臨経』「香火」に「土地神祠、祖先祠堂、皆香火也。安本命之吉方、則得福、凶方必有咎」とあり、「香火」を焚く祠堂は本命の吉方、つまり生氣・延年・天医に置くのがよいとされた。ただし、蔵元は「良宅」、「神」を置くべきという亥・震・庚の三吉方については、八宅によれ



(24) 現在の蔵元の敷地は風水上必ずしも万全でないので、旧籍に移動するようにいう。明和の大津波以後の蔵元の移転は、以下の通りである。

一七七一年 明和の大津波によって登野城村美崎から大川村の高台にある文嶺(ブンニ)に移転(「大波之時各村之形行書」、『八重山島年来記』)。

一七七五年 蔵元の旧敷から亥下小間の方向、一町五十四間のところにある大川村の「ふんな」に移転(「大波之時各村之形行書」)。

一八一五年 登野城村美崎に移転(『球陽』巻二十)。

鄭良佐のいう蔵元の旧籍がどこを指すのか判然としない。あるいは、大川村の「ふんに」か。蔵元の移転については牧野清氏前掲書一三三〜一四〇頁参照。

(25) 『陽宅撮要』巻二「定各種宅」に、「凡衙署当以大堂為主」という。ただし、本文でいう大堂を中央に位置させることについては、典拠不明。

(26) 典拠不明。『陽宅撮要』巻二「定各種宅」に、「大堂之後、有朝東朝西之屋、謂之官星、又名樺禄星。此星要軒昂高大与大堂相配、或可略低二尺、不宜单薄低小」という。大堂の後ろに東西向きの建物があり、これを「官星」「樺禄星」とよぶと。官吏が執務する建物か。とすれば、役房に相当する。大堂より一、二尺低くするようにいう。

(27) 『宅経』巻上に「又云、宅有五虚令人貧耗、五実令人富貴。宅大人少一虚、宅門大内小二虚、牆院不完三虚、井竈不処四虚、宅地多屋少庭院広五虚。宅小人多一実、宅大門小二実、牆院完全三実、宅小六畜多四実、宅水溝東南流五実」とある。家宅より門が大きいのはよくないというのであろう。

#### 四、新川村風水記

#### 「新川村風水記」原文

#### 新川村風水記

一 夫地理之法、山背水走而無抱護之情、則陰宅郷城俱不可建焉。山交水会而有抱護之情、則陰宅郷城俱可建焉。按

本島滿勢嶽、背去而無抱護之情、皆野低（底）山、廻環而有抱護之情。然以強弱推之、彼強而此弱、其勢不齊。宜照圖於皆野底山多栽樹木以佐其勢、乃吉。

一 後山一帶樹木、固係本村風水。若其能茂能秀而勢如錦屏、則生氣凝結而人民必盛矣。若又輕見、翦之伐之而木傷林疲、則生氣飄散而人民必衰矣。宜広其地以加其樹、最要。

一 坎山高肥大滿、則有誠実富厚之慶。若使低陷而寒風吹入、則有貧若（苦）寿夭之憂。又子方凹陷而風入者、則有子孫溺水之妨。癸方凹陷而風入者、則有男女淫慾之妨。壬方凹陷而風入者、則有貧殘之妨。予想、川良山道子癸壬方凹陷之處、宜密栽松樹以遮其風。乃無以上種々之妨、而誠実富厚之慶、必從此興矣。

一 海濱之地、最易受風、宜有遮蔽之佐、乃藏風聚氣而保榮土於無疆。本村、其前海濱一帶、無遮風之佐、不吉。宜其一帶少栽樹木、以遮其風、乃吉。

一 道路、以曲為吉、以直為凶。本村路口、直向海濱、水又從此流、不吉。宜少曲折、乃吉。

一 村中直路、其前地勢卑下而水急流、不吉。宜見其高低、又從陽數而築或三階或五階以流去、乃其水稍緩而無急流之妨、為吉。

一 当工字路者、必有兩家傷分之妨。本村□□仁屋・□□仁屋、犯此妨。宜速改開、乃吉。

一 学校以教村中之子弟、其前宜寬大方正、乃吉。本村学校、天井甚狹、不吉。宜寬大方正、乃吉。門在巽方、在八宅為絕命方、在九宮為退氣方、不吉。可開坤方、吉。

一 人家往還不便者有之。宜照圖以開道、乃得其便、而又合風水之法。

一 各家、道路來冲者、立泰山石敢当、可以制之。其法、高四尺八寸、濶一尺二寸、厚四寸、埋入土八寸。上鑿石起虎頭、再鑿泰山石敢当五字。其鑿石起工、須択冬至後六辰六寅日用之、則吉。至除夕以生肉三片癸（祭）之、新

正寅時豎立、莫令外人見之、為妙。

一 惡石在門前、必有凶險之災。若在屋後、則有敗絕之妨。其石擊去、尤吉。又栽樹築牆以避、亦可。

一 人家房戶前、不宜種芭蕉。俗云、引鬼、婦人多得病。由此推之、只可避房戶前、其余不妨。若為俗巫所惑、以広潤之余地不種、則夏衣從何出來、戒之。

一 人家四方有竹木青翠、則主進財。若又多栽茂盛、一遮蔽天光、陽氣少而陰氣多、使人無生發之機、漸至消磨冷退、甚至為鬼怪之所棲止、害人更甚。一則障翳日光太陽之氣、不得照臨、濕氣重而不化、使人生病、大為非宜。本村各家茂高者、不伐去其半、則有此妨。

一 宅地前潤後狹者貧之、前狹後潤者則富貴。右長左短者則富、右短左長者則少子孫。左角缺者長房不利、右角缺者二房不利。本村各家多犯此妨、改則不妨。

一 水為財氣、門乃氣口。若從門出水、則有破財之妨。本村多從門出者有之、不吉。宜戌辛酉未申丙丁方、各見其便而流出、乃於十二宮方位極為合法。

一 前宅後墳、墳必興而宅必敗。前墳後宅、宅既盛而墳自衰。宜開路以避其凶、乃吉。

一 屋大而門小、則氣閉。屋小而門大、則氣泄。各從屋之大小可以開之、乃吉。

一 門前有青草、則多愁怨、不吉。

一 門前若見糞屋、財散人離、勿犯此妨。

一 屋前屋後有糞坑臭穢者、不吉。

一 兩宅挾路兩門相對、必有一家衰。後來勿犯此妨。

一 竈乃司命之神、主一家吉凶禍祿、如響斯應。何也。祿為養命之源、竈乃食祿之所、万病皆由飲食而得。故竈必挾

吉方而安。本村各家、竈在戌乾亥方、在八宅為天醫方、在九宮為生氣方、尤吉。

一 竈后有井、則有尅妻之妨。後來勿犯此妨。

一 井對門前、男女淫亂、心在別人。有牆而遮、不妨。後來勿犯此妨。

一 井竈相看、男女淫亂、後來勿犯此妨。

一 屋祿旺竈、主多病。

一 竈前左右有門而冲、主口舌破財。

一 竈後、對火門不可開門窗、主家中不安。

一 未進門先見竈、主破財。進門先見、又同。

一 本村井、在兌乾延年天醫方、吉。

一 天井乃一宅之要、財祿攸關、必須方正、乃吉。若似日字之形、不吉。置于穢物、又不吉。

一 子壬癸三方、在八宅為五鬼方、在九宮為煞氣方。廁在此方、尤吉。但子位不可作廁。其位、巽卦所飛之地、巽為

文昌之星、廁在此方、人民多不聰明。

一 丙午丁三方、在八宅為禍害方、在九宮為煞氣方。廁在此方、又好。

一 一番所各家、坐艮向坤、是為艮宅。大門開在坤方、是為坤門。照八宅方位、艮宅生氣在坤、大門在坤、尤吉。

一 照九宮之方位、艮宅、坤卦飛在艮宮。飛宮之坤土、助坐宮之艮土、為旺氣方。五黃飛在坤宮、雖犯五黃之煞、而

五黃屬土、為木（本）宅旺氣、門路却吉。

一 按三元氣運、道光甲辰起、離卦入中宮、而推算乾、飛在坤宮、為死氣方、不吉。同治甲子起、坎卦入中宮、而推算兌、飛在坤宮、為生氣方、吉。

同治三年甲子四月吉日

\* 屋号名については、□で表記する。以下、同じ。

「新川村風水記」書下し

新川村風水記

- 1 一、夫れ地理の法は、山背き水走りて抱護の情なければ、則ち陰宅・郷城俱に建つべからず。山交わり水会まりて抱護の情あれば、則ち陰宅・郷城俱に建つべし。按ずるに、本島の満勢嶽は背去して抱護の情なく、皆野低(底)山は廻環して抱護の情あり。然るに強弱を以てこれを推すに、彼(満勢嶽)強くして此れ(皆野底山)弱く、其の勢い齊しからず。宜しく凶に照らして皆野底山に多く樹木を栽え、以て其の勢いを佐くべし。乃ち吉<sup>(1)</sup>。
- 2 二、後山一帯の樹木は、固<sup>も</sup>より本村の風水に係わる。若し其れ能く茂り能く秀でて勢い錦屏の如ければ、則ち生氣は凝結して人民は必ず盛んならん。若し又た軽く見てこれを翦<sup>き</sup>りこれを伐<sup>き</sup>りて木傷み林疲るれば、則ち生氣は飄散して人民は必ず衰えん。宜しく其の地を広めて以て其の樹を加うべし。最も要なり<sup>(2)</sup>。
- 3 三、坎山、高大肥満なれば則ち誠実富厚の慶びあり。若使<sup>も</sup>し低陷して寒風吹き入れば則ち貧若(苦)・寿夭の憂いあり。又た子の方、凹陷して風入る者は則ち子孫溺水の妨げあり。癸の方、凹陷して風入る者は則ち男女淫慾の妨げあり。壬の方、凹陷して風入る者は則ち貧残の妨げあり。予想えらく、川良山道、子・癸・壬の方の凹陷の処、宜しく密に松樹を栽えて以て其の風を遮るべし。乃ち以上種々の妨げなく、而も誠実富厚の慶び、必



ず此れに従りて興ると。<sup>(3)</sup>

4 一、海浜の地、最も風を受け易し。宜しく遮蔽の佐けあるべし。乃ち風を蔽<sup>おほ</sup>め気を聚めて楽土を無疆<sup>(4)</sup>に保つ。本村、其の前の海浜一帯は風を遮るの佐けなし。吉ならず。宜しく其の一帯は少しく樹木を栽えて以て其の風を遮るべし。<sup>(5)</sup>乃ち吉。

5 一、道路は曲を以て吉となし、直を以て凶となす。<sup>(6)</sup>本村の路口は直ちに海浜に向かい、水も又た此に従いて流る。吉ならず。宜しく少しく曲折すべし。乃ち吉。

6 一、村中の直路、其の前の地勢は卑下にして水は急に流る。吉ならず。宜しく其の高低を見、又た陽数に従いて或いは三階、或いは五階を築き、以て流去すべし。<sup>(7)</sup>乃ち其の水、稍<sup>や</sup>緩やかにして急流の妨げなく、吉となる。

7 一、工の字の路に当たる者は、必ず両家傷み分けの妨げあり。<sup>(8)</sup>本村□□仁屋・□□仁屋の家、此の妨げを犯す。宜しく速やかに改め開くべし。乃ち吉。

8 一、学校は以て村中の子弟を教う。<sup>(9)</sup>其の前は宜しく寛大方正なるべし。乃ち吉。<sup>(10)</sup>本村の学校、天井甚だ狭し。吉ならず。宜しく寛大方正なるべし。乃ち吉。<sup>(11)</sup>門は巽の方に在り。八宅に在りては絶命の方となり、九宮に在りては退氣の方となる。吉ならず。坤の方に開くべし。吉。<sup>(12)</sup>

9 一、人家の往還の便ならざる者、これ有り。宜しく凶に照らして以て道を開くべし。乃ち其の便を得て而も又た風水の法に合す。<sup>(13)</sup>

10 一、各家、道路の来りゆく者は、泰山石敢当を立てて以てこれを制すべし。其の法は高さ四尺八寸、濶<sup>ひろ</sup>さ一尺二寸、厚さ四寸、埋めて土に入るは八寸。上に石を鑿<sup>うが</sup>ちて虎頭を起こし、再び泰山石敢当の五字を鑿<sup>うが</sup>つ。其れ石を鑿<sup>うが</sup>ち工を起こすは、須らく冬至の後の六辰・六寅の日を択びてこれを用うべし。則ち吉。除夕に至りて生肉三片

を以てこれを癸(祭)り、新正の寅の時、豎立す。外人をしてこれを見せしむること莫ければ、妙なり。<sup>13</sup>

11一、悪石の門前に在れば、必ず凶險の災あり。若し屋後に在れば、則ち敗絶の妨げあり。其の石、鑿ち去れば尤も吉。又た樹を栽え牆を築き以て避くるも亦た可なり。<sup>15</sup>

12一、人家、房戸の前は宜しく芭蕉を種うべからず。俗に云う、「鬼を引き、婦人多く病を得」と。<sup>16</sup>此れに由りてこれを推すに、只だ房戸の前を避くべし。其の余は妨げず。若し俗巫の惑わす所となり、広濶の余地を以て種えざれば、則ち夏衣は何に従りて出で来たらんや。これを戒めよ。<sup>17</sup>

13一、人家、四方に竹木の青翠なるあれば、則ち進財を主る。<sup>18</sup>若し又た多く栽えて茂盛すれば、一は、天光を遮蔽し、陽気少なくて陰気多く、人をして生癸の機なく、漸く消磨冷退に至らしめ、甚だしきは鬼怪の棲止する所となりて人を害すること更に甚だし。一は、則ち日光太陽の気を障翳し、照臨するを得ず、湿気重くして化せず、人をして病を生ぜしむ。大いに非宜となす。本村の各家、茂高なる者は、其の半ばを伐去せざれば則ち此の妨げあり。<sup>19</sup>

14一、宅地、前濶<sup>20</sup>く後ろ狭き者は貧乏し、前狭く後ろ濶き者は則ち富貴なり。右長く左短き者は則ち富み、右短く左長き者は則ち子孫少なし。<sup>20</sup>左の角の缺くる者は、長房利ならず。右の角の缺くる者は、二房利ならず。<sup>21</sup>本村の各家、多く此の妨げを犯す。改むれば則ち妨げず。

15一、水は財気なり。門は乃ち気口なり。若し門<sup>22</sup>従り水を出せば則ち破財の妨げあり。本村、多く門<sup>22</sup>従り出す者これあり。吉ならず。宜しく戌・辛・酉・未・申・丙・丁の方、各々其の便を見て流出すべし。乃ち十二宮方位に於いて極めて法に合すとなす。<sup>23</sup>

16一、前宅後墳は、墳必ず興りて宅必ず敗る。前墳後宅は、宅既に盛んにして墳自ずから衰う。宜しく路を開きて以

て其の凶を避くべし。乃ち吉。<sup>(24)</sup>

17一、屋大にして門小なれば、則ち氣閉きへささる。屋小にして門大なれば、則ち氣泄きせる。各、屋の大小に従いて以てこれを開くべし。乃ち吉。

18一、門前に青草あれば、則ち愁怨多し。<sup>(26)</sup>吉ならず。

19一、門前に若し糞屋を見れば、財散り人離る。<sup>(27)</sup>此の妨げを犯すこと勿れ。

20一、屋前・屋後に糞坑の臭穢なる者あれば、吉ならず。<sup>(28)</sup>

21一、両宅、路を挟みて両門の相對するは、必ず一家の衰えうるあり。<sup>(29)</sup>後來、此の妨げを犯すこと勿れ。

22一、竈は乃ち司命の神、一家の吉凶・禍祿を主り、響こくが如く斯これ応ず。何ぞや。祿は命を養うの源、竈は乃ち祿

を食はむの所。万病、皆な飲食に由りて得。故に竈は必ず吉方を扱とびて安んず。<sup>(30)</sup>本村、各家の竈は戌・乾・亥の方に在り。八宅に在りては天医の方なり、九宮に在りては生氣の方なり。尤も吉。<sup>(31)</sup>

23一、竈の後に井あれば、則ち尅妻の妨げあり。<sup>(32)</sup>後來、此の妨げを犯すこと勿れ。

24一、井、門前に対せば、男女淫乱し、心は別人に在り。牆ありて遮れば妨げず。<sup>(33)</sup>後來、此の妨げを犯すこと勿れ。

25一、井と竈と相看るは、男女淫乱す。<sup>(34)</sup>後來、此の妨げを犯すこと勿れ。

26一、屋祿、竈を圧するは、多病を主る。<sup>(35)</sup>

27一、竈の前・左右に門ありて沖つくは、口舌・破財を主る。<sup>(36)</sup>

28一、竈の後、火門に対して門窓を開くべからず。家中の不安を主る。<sup>(37)</sup>

29一、未だ門に進まず先に竈を見るは破財を主る。門に進みて先に見るも又た同じ。<sup>(38)</sup>

30一、本村、井は兌・乾の延年・天医の方に在り。吉。<sup>(39)</sup>

- 31 一、天井は乃ち一宅の要、財祿の関わる攸なり。必ず須らく方正なるべし。乃ち吉<sup>(46)</sup>。若し日の字の形に似れば、吉ならず<sup>(44)</sup>。穢物を置<sup>お</sup>ずくも又た吉ならず<sup>(47)</sup>。
- 32 一、子・壬・癸の三方、八宅に在りては五鬼の方となり、九宮に在りては煞氣の方となる。廁、此の方に在れば、尤も吉。但だ、子の位は廁を作るべからず。其の位は巽卦の飛ぶ所の地、巽は文昌の星なり。廁、此の方に在れば人民多く聰明ならず<sup>(43)</sup>。
- 33 一、丙・午・丁の三方、八宅に在りては禍害の方となり、九宮に在りては煞氣の方となる。廁、此の方に在るも又た好<sup>(48)</sup>し。
- 34 一、番所・各家は艮に坐し坤に向かう。是れ艮宅なり。大門は開きて坤の方に在り。是れ坤門なり。八宅の方位に照らせば、艮宅の生氣は坤に在り。大門の坤に在るは、尤も吉<sup>(46)</sup>。
- 35 一、九宮の方位に照らせば、艮宅、坤卦は飛びて艮宮に在り。飛宮の坤土は坐宮の艮土を助け、旺氣の方となる。五黄は飛びて坤宮に在り。五黄の煞を犯すと雖も、五黄は土に属し、木(本)宅の旺氣となる。門路は却つて吉<sup>(46)</sup>。
- 36 一、三元の氣運を按ずるに、道光甲辰より起ち、離卦は中宮に入る。而るに乾を推算するに、飛びて坤宮に在り、死氣の方となる。吉ならず。同治甲子より起ち、坎卦は中宮に入る。而るに兌を推算するに、飛びて坤宮に在り、生氣の方となる。吉<sup>(47)</sup>。

同治三年甲子四月吉日

- (1) この項、「四村風水記」1に同じ。
- (2) ここでも、鄭良佐は蔡温の風水論を用いている（解題参照）。
- ①「首里地理記」
- 林樹栄枯、固係国家盛衰也。各嶽林樹、若誤斲之、伐之、木傷林疲、則土民也必衰矣。能茂能秀、則土民也必盛矣。鄭良佐は、国家をそのまま村落に置き換えている。
- 巽嶽乃係城基発祖之地、故林樹大茂而深秀、則城地氣脈隨焉而盛。若使他疲衰、則氣脈隨焉而衰。請能栽種以広其地以加其樹、最要。
- ②「錦屏」という術語も、「首里地理記」「国廟地理記」にみえる。
- 因茲城前望焉、則馬齒山自海中起、特為之錦屏、亦能遮諸漏洩之氣焉。
- （国廟）宅基倚山而宮、所有遠近山林、不大而靈動、不高而雄躍、且松樹茂盛、勢如錦屏、最好。
- (3) この項、「四村風水記」3に同じ。
- (4) 「藏風聚氣」は、風水の重要な術語である。
- 解題で引用したように『葬書』内篇に「〈経〉氣乘風則散、界水則止。〈注〉謂生氣隨支壠體質流行、滔滔而去。非水界則莫之能止。及其止也、必得城郭完密、前後左右環圍、然後能藏風而不致有蕩散之患」と。
- 『平陽全書』卷三「天平穴総論」に、「今觀葬平洋者、穴深如池、反以為藏風聚氣、所見謬矣」と。『平陽全書』には、「藏風納氣」という表現もみえる。
- 「玉陵地理記」に、「自下觀之、則風吹露打、若不能藏風納氣。予想、穴後井左右、深栽樹木、緊圍密衛、使穴不泄氣、最要」とあるのも同じ発想による。
- 「楽土を無疆に保つ」は、典拠不明。楽土を永遠に保つという意味。
- (5) 海浜に樹木を植えることについては、解題参照。また、図22参照。
- (6) 道路の形状について、『北木山風水記』は繰り返し「曲」を説く。
- 与儀兼徳『風水書』に「凡取路之法、切嫌当面直来冲破、必須湾曲、如有情于我、正是為吉。至於黄泉路来冲、尤当避之」という。
- また、同書に道路の形状の吉凶図がみえる。
- 「二行如箭冲心、忌開路」「牽鼻忌」「交劍忌」「牛抱忌」「眠弓吉」「兩旁如割忌」「反跳忌」「反弓忌」「丁字忌、子

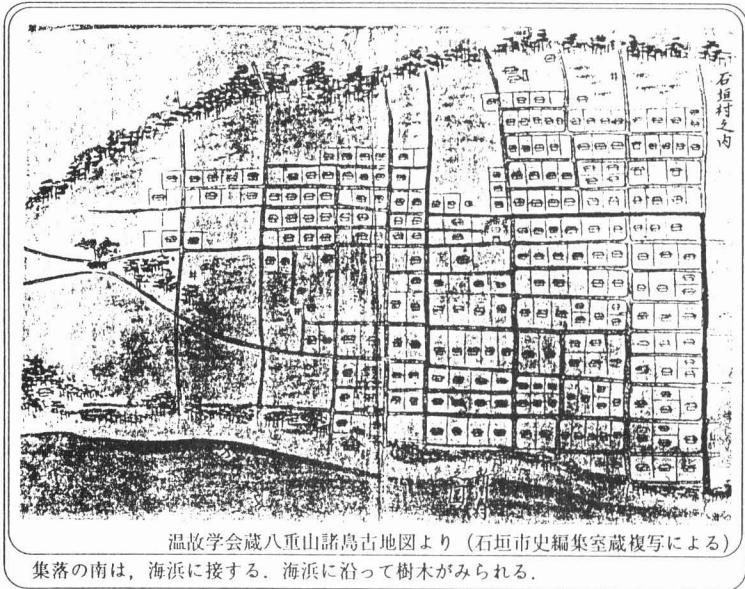
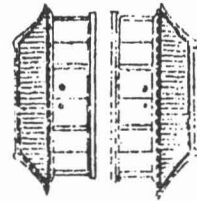


図22 海浜の樹林

- 孫絶主倒」「九曲吉」。図23参照。
- 『平陽全書』卷九「通衢説」(内間家『風水書』に同文の引用がある)。「凡通衢大路、行人来往者多、謂之人朝。不論在墳宅前後左右、俱要屈曲来朝、環抱有情、則吉。長直冲来、則凶。冲前大凶、冲左右房分凶、若後冲反吉。大抵看路如看水一般、要屈曲環抱、在九宮生氣方、八山三吉方、為妙」。道路は屈曲しながら「穴」に向かい、めぐり抱くようにして「情」があるのが吉であり、さらに道路も水流もおなじであるという。
- (7) 典拠不明。川底に陽数(奇数)の堰などを作って階段状にして水を流すことをいうのであろう。
- (8) 「工字路」は、典拠不明。
- 『伊江島風水記』には、「村々屋敷のユの字の道に当り、又は四方道にて家を囲ひ候所は、風水の法に不相叶、各主々の不為相成候間、最寄見合取直し候様、可相心得事」とある。
- 建物については、工字の形状を忌む。たとえば『陽宅十書』論宅内形第八「陽宅内形吉凶図説」に、「絵図・宅修工字房、家長必災殃、脚腫并氣疾、女人亦尅傷。若南北二房居中、蓋東西房為工字房、主家中陰人・小口不利也」と(図24)。また、『陽宅大全』卷九「陽宅神搜經心伝秘法」の「五行方位形勢章」に、「工字房前後有房、中間又作一直路也。主先富後貧、人命官非敗家。俗云直舎也」という。中国の家屋は、一般に複数の房から構成されており、敷地内での通路の形状も重視されたようである。





歌白解曰

宅修工字房家長必災殃脚腫并氣  
疾女人亦尪尪  
若南北二房居中蓋東西房爲工字  
房主家中陰人小口不利也

第八内形宅論『陽宅十書』  
より『陽宅内形吉凶図説』

図24 工字房

- (9) 新川村学校。新川村の学校(「会所」ともいう)は、「明治十二年八重山島蔵元所轄学事統計」によれば、「石垣間切新川村百七番地」に所在した。「明治十三年学事年報」では、延徳二年(一四九〇)に設立されたところだが、乾隆十七年(一七五二)に石垣、登野城に「会所」が設立され、一七五七年に大川・新川両村が分立したというので、新川村の会所の設立は、それ以後であろう。「明治十二年八重山島蔵元所轄公学校表」では、「朱文公、二十四孝、小学、大学、中庸、孟子、論語、古文」が教育されていたという。記念誌編集委員会『西の子』(西表小学校創立百周年記念事業期成会、一九九一年)、及び喜舎場永珣『石垣町誌』(一九三五年刊、国書刊行会、一九七五年)参照。
- (10) 「北木山蔵元風水記」1参照。
- (11) 天井の広さについては、典拠不明。「方正」については、『象吉備要通書』『营造宅経』に「凡人家天井方者爲上、不可直長、主喪禍」という。
- (12) 新川村学校の方位は明記されていないが、巽の方位が八宅の「絶命」、九宮の「退気」となるのは良宅である。二十四方位では寅・辰・申・酉のいずれかに坐していたと思われる。前掲図5、図8参照。
- (13) 典拠不明。あるいは具体的な対応策によるものか。鄭良佐は人家の往来に不便な箇所を道路を開くことをしばしば指示している。
- (14) 『陽宅十書』論宅外形第一に「凡宅不居当衝口处」という。与儀兼徳『風水書』、『門開家向風水秘伝』にも同文がみえる。一般に家宅に対して丁字形に道路が突き当たるのは忌まれた。石敢当については、『玉匣記通書廣集』巻下にはほぼ同文がみえる(図25)。





高四尺八寸濶一尺二寸厚四寸埋入土八寸

九鑿石敢當須擇冬至日後申辰丙辰寅庚寅壬寅此十二日乃龍虎日用之吉至除夜用生肉三片祭之新正寅特立于門首  
莫與外人見凡有巷道來冲者用此石敢當

【玉匣記通書】より  
(八重山博物館蔵竹原文書)

図25 石敢當

上段：〈絵図〉高四尺八寸、濶一尺二寸、厚四寸、埋入土八寸。

下段：凡鑿石敢當、須択冬至日後申辰・丙辰・戌辰・庚辰・壬辰・甲寅・丙寅・戊寅・庚寅・壬寅、此十二日乃龍虎日、用之吉。至除夜、用生肉三片祭之、新正寅、特立于門首、莫與外人見。凡有巷道來冲者、用此石敢當。

なお、本文中の「除夕」は「除夜」の意味である。

また、沖縄の石敢當については、窪徳忠『中国文化と南島』（第一書房、一九八一年）七一〜九九頁、同氏『沖縄の民間信仰』（ひるぎ社、一九八九年）二二二〜二二五頁など参照。

〔15〕「悪石」は『北木山風水記』に頻繁に登場するが、具体的にどのような岩石をさすかは不明。『地理人子須知』巻六上「論明堂」に「内明堂」について「不生悪石」という。また、「北木山蔵元風水記」1 参照。

〔16〕与儀兼徳『風水書』に「凡人家不可多種芭蕉、久而招禍。又云、人家房戸前、不宜種芭蕉、云鬼掃得血病」と。また、『門開家向風水秘伝』に「凡人家種芭蕉、久而招邪。又云、房戸前不宜多種芭蕉、俗云、引鬼、婦人得血疾」と。『象吉備要通書』にはほぼ同文がみえる。「房戸」は一般に建物の出入口をさすが、鄭良佐がどこを指しているか不明。

〔17〕房戸の前以外の敷地に芭蕉を植えよというのは、鄭良佐の判断であろう。

〔18〕与儀兼徳『風水書』に「凡住宅四畔、竹木青翠、進財」とある。『門開家向風水秘伝』『象吉備要通書』にもほぼ同文

がある。また、『陽宅十書』論宅内形第八「陽宅内形吉凶図説」に、「蒼蒼翠竹、遶身旁、堪羨其家、好畫堂。大出官僚、小出貴、個個児孫、姓名香」という。

(19) 屋敷内の樹林については、琉球の風水で頻繁に言及されている。

○『伊江島風水記』に同趣旨の文言がみえる。

各屋敷保護の儀、相茂り道路を押し家を押へ候而ハ陰気がちにて、風水の故障は勿論、主々病気ケ間敷き相成候間、盛茂致し候所は枝すぎ明間の所に植付、陰陽の気全備致し候様、可相心得事。

「屋敷保護」とは、屋敷抱護を指すと思われる。

○咸豊七年(一八五七)『久米村神山里之子親雲上様式ケ村風水御見分日記』に「屋敷毎囲諸木の枝、路江おそひ候而者、風水之為不罷成故障ニ相懸候間、各々囲切伐取候事」、また「屋敷囲之諸木、屋之平方長ケ可宜候」とある。つまり、道路に覆いかぶさる屋敷囲いの枝を伐採すること、屋敷囲いの樹木は屋敷の半分ほどの高さにするをいう。鄭良佐の風水見分と共通することに注目したい。

○屋敷囲いの手入れについては、『八重山科人公事帳』「掃除締方之事」の附則に、「屋敷内樹木枝外向江差懸見苦敷所者伐取候様可致下知方候」とある。これも道路にはみだした枝を伐るよう指示したものであろう。屋敷の樹木の伐採については、風水見分と王府の政策とが軌を一にしていることに注意したい。

○生い茂った湿気の多い樹林に鬼怪が棲みつくとという俗信については、典拠不明。沖縄の俗信とも関連すると思われるが、今後の調査を俟ちたい。

(20) 与儀兼徳『風水書』「宅基長短濶狭吉凶図」に絵図がある(図26)。

「絵図・右長左短、居之富」「絵図・右短左長、居之少子孫」「絵図・前濶後狭、居之貧乏」「絵図・前狭後濶、居之富貴」。

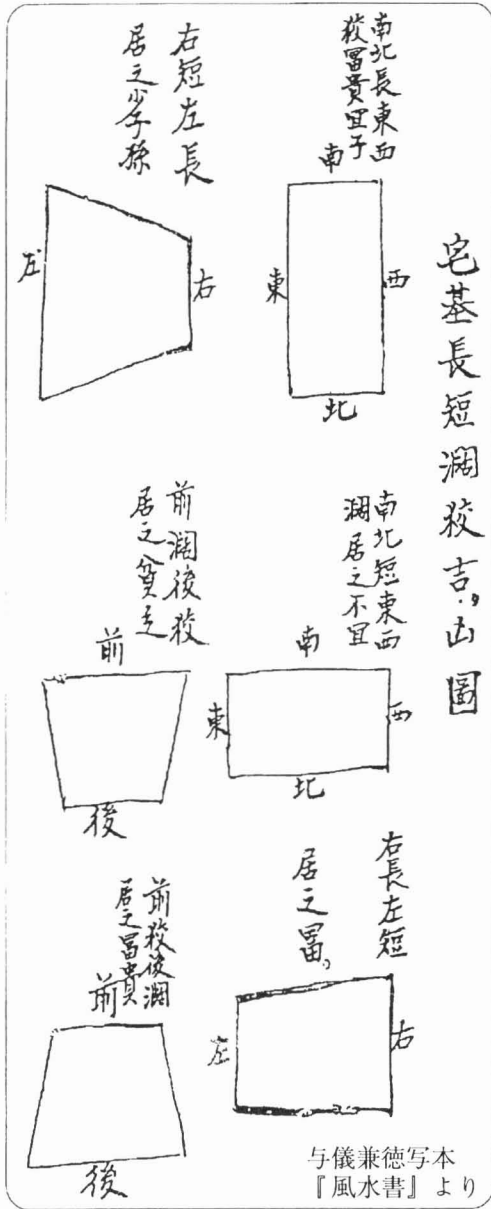
この他、『門開家向風水秘伝』、町田家『風水書』「地宅形勢吉凶図」などにも同じ絵図と説明がみえる。中国の風水書では、たとえば『陽宅十書』論宅外形第一「陽宅外形吉凶図」参照。

(21) 典拠不明。一般に「二房」は第二夫人をいうが、ここでの「長房」「二房」は、長男と次男をさすと思われる。『平陽全書』では、「穴」の内側からみて左は長房、右は二房の吉凶をいう。たとえば、同巻八「分房訣」に「穴右有高地、二房子孫稀。穴左有地突、長房子孫絶」という。

(22) 『伊江島風水記』には、「水は財の気、門は気の口、水、門より出せば財を破るの妨け有之候。番所之水は、庚酉の方より出し候様、相心得べき事」とある。門を「氣口」とみなすことについては、『陽宅十書』論元空装卦訣第五の「氣口返

為初」という標題の下に「氣口者門也」と注記する。また、『金光斗臨經』「客座贅話」に「陽宅以門為氣口」と。水が「財氣」であることについては、典拠不明。水を門から放水することについては、与儀兼徳『風水書』「凡宅家秘伝」に「凡宅門下水出、財物不聚」「水從門出、主耗散之貧窮」と。「門開家向風水秘伝」、『象吉備要通書』「营造宅經」にもほぼ同じ文言がみえる。また、『陽宅十書』論宅外形第一に「門口水坑、家破伶仃」とあり、門から水を出してはならないという禁忌は、中国の風水書にも散見する。

宅基長短潤殺吉凶山圖



与儀兼徳写本  
『風水書』より

図26 宅基長短潤狭吉凶図

(23) 「十二宮方位」については、十二方位に「十二宮」の長生・沐浴・冠帯・臨官・帝旺・衰・病・死・墓・絶・胎・養をあてはめ、吉凶をみる。ただし、十二方位と十二宮との関係は「穴」の向き(火局・金局・木局・土局・水局)によって変化し、十二宮の「長生」の出発点は十二方位を順次に循環する。与儀兼徳『風水書』に「十二宮位 六吉、六凶」として

「○生郎 貪狼星 長生水来(後略)」 「●沐郎 文曲星 沐浴水来(後略)」 「○冠郎 文昌星 冠帶水来(後略)」  
 「○臨郎 武曲星 臨官水来(後略)」 「○旺郎 武曲星 帝旺水来(後略)」 「○衰郎 巨門星 衰方水来(後略)」  
 「●病郎 廉貞星 病方水来(後略)」 「●死郎 廉貞星 死方之水(後略)」 「●墓郎 破軍星 墓方水来(後略)」  
 「●絶郎 禄存星 絶方水来(後略)」 「●胎郎 禄存星 胎方之水(後略)」 「○養郎 貪狼星 養方之水(後略)」とある。  
 ○印は吉、●印は凶。いずれも水流が「穴」(陰宅・陽宅)に向かつて流れて来る方向をさす。たとえば、「長生水」が穴に流れて来れば吉。水が「穴」から流れ去る場合は、吉凶が逆転する。

蔡温の「国廟地理記」に、「(国廟)前有一江(安里川)、其形如帶、其水延蟠曲湾、従長生方来、与海水相通、海水滔滔、亦従旺方进来、勢若朝觀、甚好好」とあり、ここでの「長生方」「旺方」もこの「十二宮位」と何らかの關係があると思われる。また『平陽全書』卷九「平洋立向収水訣」に「凡登穴場、既定穴道、須審水從何方発源到堂、何方出口、將羅經格准方位。若合水局、以水局収之、合金局、以金局収之、合火局水局収之。所謂認水立向者、此也。務要從胎・養・長生・冠・臨・旺而来、從衰・病・死・墓・絶方出口、所謂来於生旺、去於凶謝者、此也」と、簡潔な説明がみえる(内間家『風水書』にも同文の引用がある)。ただし、火・金・木・土・水の各局にあてはめる二十四方位については与儀兼徳『風水書』と中国の風水書では相違があり、従つて放水の方位も異なってくる。鄭良佐がどのような風水書によつてこの「十二宮方位」の方法を用いて放水の方位を判断していたかはなお判然とせず、今後の課題としたい。

(24) 典拠不明。

○「雪心賦」に、「先宅後墳、墳若輿而宅必退。先墳後宅、宅既盛而墳自衰」と。ただし、ここでは家宅と墳墓の建立の先後をいうと思われる。

○「地理陽宅大全」卷三「雜犯忌歌」に「人家宅後有墳塋、樹木孤高、旺宅庭蔭、則多情」、また同卷四「透地龍訣」に「一墳正面向門前、疾災白禿見憂煎。左右有墳、亦不吉。隔水無妨不一般。天門有墳、亦不吉。鬼門墳、在婦空房。大凡有墳莫逼屋、逼屋之時、疾厄侵千金」と。家宅の門前・左右や天門・鬼門の方向に墳墓があり、およそ墳墓が家宅に逼っているのは凶という。

なお、解題でも述べたように『北木山風水記』では道路・垣根・ヒンプン・シーサー・石敢当などで、邪気を避けるようにいう。道路については、「川平村」10参照。

(25) 「北木山蔵元風水記」15参照。

(26) 与儀兼徳『風水書』「門前青草、多愁怨」。『門開家向風水秘伝』、『象吉備要通書』に同文あり。

(27) 典拠不明。『陽宅十書』論宅外形第一に「糞屋対門、癩癩常存」という。

(28) 典拠不明。

(29) 対門については、多くの風水書に散見する。

○『門開家向風水秘伝』『宅地路吉凶』に絵図があり、「両宅狭路、両門相對、謂之対打、一盛一衰、反復不一」という。(図27)。

○『地理陽宅大全』卷三「定宅経」に「街頭門対、両相妨」と。また『陽宅大全』卷九「陽宅神搜経心伝秘法」に「凡大門不可両家相對、必有一家退散」という。

(30) ここでの竈に対する見方は典拠不明。

○与儀兼徳『風水書』に「灶神、晦日掃天、白人罪過善惡事」と。『門開家向風水秘伝』、『象吉備要通書』「营造宅経」にもほぼ同文あり。また、『金光斗臨経』「竈座火門」に「火門者、鍋底納柴、燒火之口、得向吉方、発福甚速。期日之間、可驗子嗣貧富、災病寿夭。蓋以日用飲食者、人之根本也」という。

○竈を吉方に置くことについては「北木山蔵元風水記」7参照。

(31) 「北木山蔵元風水記」7参照。後文によれば、新川村の人家は「坐長向坤」の良宅である。前掲、図5、図8参照。

(32) 典拠不明。一般に、井戸は「陰」、竈は「陽」であり、井戸と竈との前後は男女の關係を示しているのであろう。とすれば、ここでは夫の前面に妻が位置しており、これを「尅妻」と表現したと思われる。

(33) 典拠不明。『象吉備要通書』卷二十一「陽宅秘論」に、「凡人家不可在当門開井、主官訟」という。また、『陽宅十書』論宅外形第一に「凡宅井不可当大門、主官訟」とほぼ同文がみえる。

(34) 与儀兼徳『風水書』に「井竈相看法、主男女内乱」、また「井灶不可令相見」とある。『象吉備要通書』、『門開家向風水秘伝』にもほぼ同文がある。

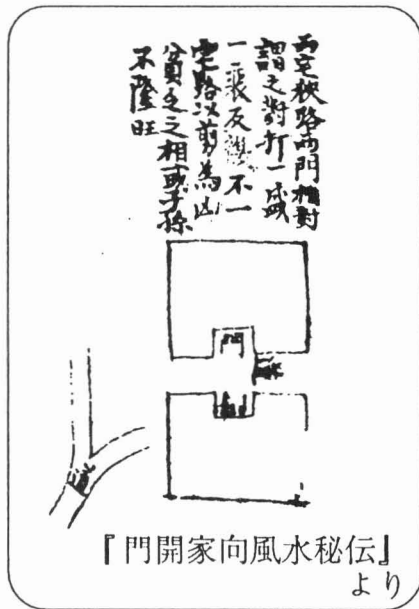


図27 両門相對の図

(35) 典拠不明。  
(36) 典拠不明。『陽宅撮要』巻一「竈」に、「竈門忌門路冲之、窓光射之、主疾病」という。

(37) 典拠不明。前註(36)参照。

(38) 典拠不明。

(39) 典拠不明。井戸を吉方に置くことについては、『陽宅撮要』巻一「井」に「凡井于来龍生氣旺方開之、則人聰明長寿」という。前掲図5参照。

(40) 『陽宅撮要』巻一「天井」に、「天井、乃一宅之要、財祿攸関、要端方平正、不可深陷落槽」とほぼ同文がみえる。また、『象吉備要通書』に「凡人家天井方者為上、不可直長、主喪家」とある。

(41) 「日」の字の形の天井については典拠不明。ただし、一般に天井は「一」字の形状を禁忌とした。『象吉備要通書』巻二十一「陽宅秘論」に「天井不可作一字、一字帶殺少神氣」とあり、『陽宅十書』「論宅内形第八」にも同文がみえる。

(42) 典拠不明。『陽宅撮要』巻一「天井」に「(天井)忌深陷載水、宜温潤、忌汚穢」という。

(43) 「北木山蔵元風水記」11に同じ。前掲図5、図8参照。

(44) 同右

(45) 前掲図5参照。

(46) 「北木山蔵元風水記」5に同じ。

(47) 「北木山蔵元風水記」6に同じ。

## 五、川平村

### 「川平村」原文

川平村 坐戌向辰

一番所、坐癸向丁、門在丁方、在八宅為延年門、尤吉。

一番所厨、可作寅丑方。此方在八宅為五鬼方。戌乾亥方為六煞方、此方可。

- 一 番所內之水、辰乙卯甲丑申寅、各見其便而可出、乃吉。
- 一 番所竈、可作未坤申壬方、在九宮為生氣方、尤吉。
- 一 番所左邊之道、背去而無抱護之情、不吉。宜照凶以改開、乃吉。
- 一 本村各家、坐戌向辰。門在巽方、在八宅為禍害方、不吉。又一云、辰向巽門、為旺財。以地勢之從此方開門、又不妨。
- 一 竈可作庚酉辛方。此方在八宅為生氣方、吉。
- 一 廁可作未坤申方。此方在九宮為死氣方、吉。
- 一 宅內之水、從丁甲癸壬方、各見其便而可出、吉。
- 一 本村地勢、後高而前低、其氣走泄、不吉。宜照凶於前面橫開道路、以截其氣、乃吉。
- 一 四方有路匪宅者、主世出癩瘋之人。本村□□屋・□□屋・□□屋・□□屋・□□屋・□□屋・□□屋、犯此妨。宜各見其便而塞斷其一、乃吉。
- 一 當工字路者、必有兩家傷分之妨。本村□□屋・□□屋、又無宅之地、犯此妨。宜照凶以開路、乃不妨。
- 一 人家四方有竹木青翠、則吉。甚高而茂盛、則濕氣重而不化、使人生病、不吉。本村、樹木甚高而茂盛、不吉。伐去其半、則吉。
- 一 自丙至未、甚凹陷。自申至酉、又甚凹陷、不吉。宜照凶多栽樹木以遮蔽、乃吉。
- 一 自戌至丑、又宜照凶栽樹木、以為外屏、乃吉。

「川平村」書下し

川平村

戌に坐し辰に向かう<sup>①</sup>

- 1 一、番所は癸に坐し丁に向かう。門は丁の方に在り。八宅に在りては延年の門なり。尤も吉<sup>②</sup>。
- 2 一、番所の厠は、寅・丑の方に作るべし。此の方、八宅に在りては五鬼の方なり。戌・乾・亥の方は六煞の方なり。此の方も可なり<sup>③</sup>。
- 3 一、番所内の水は、辰・乙・卯・甲・丑・申・寅、各々其の便を見て出すべし。乃ち吉<sup>④</sup>。
- 4 一、番所の竈は、未・坤・申・壬の方に作るべし。九宮に在りては生氣の方なり。尤も吉<sup>⑤</sup>。
- 5 一、番所の左辺の道、背去して抱護の情なし。吉ならず<sup>⑥</sup>。宜しく凶に照らして以て改め開くべし。乃ち吉<sup>⑦</sup>。
- 6 一、本村の各家は、戌に坐し辰に向かい、門は巽の方に在り。八宅に在りては禍害の方なり。吉ならず<sup>⑧</sup>。又た一に云う、辰向きの巽の門は旺財なりと<sup>⑨</sup>。地勢の此の方(巽の方)に従うを以て門を開くも、又た妨げず。
- 7 一、竈は庚・酉・辛の方に作るべし。此の方、八宅に在りては生氣の方なり<sup>⑩</sup>。吉。
- 8 一、厠は未・坤・申の方に作るべし。此の方、九宮に在りては死気の方なり。吉<sup>⑪</sup>。
- 9 一、宅内の水は、丁・甲・癸・壬の方従り、各々其の便を見て出すべし。吉<sup>⑫</sup>。
- 10 一、本村の地勢、後ろは高くして前は低く、其の気は走泄す。吉ならず。宜しく凶に照らして前面に於いて横に道路を開き、以て其の気を載<sup>キ</sup>るべし。乃ち吉<sup>⑬</sup>。



11一、四方に路ありて宅を囲む者は、世々癡瘋の人を出すを主る。<sup>13</sup> 本村□□屋・□□屋・□□屋・□□屋・□□屋・□□屋・□□屋、此の妨げを犯す。宜しく各々其の便を見て其の一方を塞断すべし。乃ち吉。

12一、工の字の路に当たる者は、必ず両家傷み分けの妨げあり。<sup>14</sup> 本村□□屋・□□屋、又た宅なきの地、此の妨げを犯す。宜しく凶に照らして以て路を開くべし。乃ち妨げず。

13一、人家、四方に竹木の青翠なるあれば、則ち吉。甚だ高くして茂盛すれば、則ち湿気重くして化せず、人をして病を生ぜしむ。吉ならず。本村、樹木甚だ高くして茂盛するは、吉ならず。其の半ばを伐去すれば則ち吉。<sup>15</sup>

14一、丙より未に至るまで甚だ凹陥す。申より酉に至るまでも又た甚だ凹陥す。吉ならず。宜しく凶に照らして多く樹木を栽え、以て遮蔽すべし。乃ち吉。<sup>16</sup>

15一、戌より丑に至るまでも、又た宜しく凶に照らして樹木を栽え、以て外屏となすべし。乃ち吉。<sup>17</sup>

### 註

(1) 前掲図7参照。

(2) 川平村の番所については、明治二十六年(一八九三)に沖縄を訪れた笹森儀助『南嶋探検』2(平凡社、東洋文庫428、一九八三年)によれば、「(白保)村番所ノ結構ハ該嶋第一ニシテ、川平番所之レニ次ク」という(十四頁)。川平村は、他の村落に比べて番所の向きと村落の向きとが大きく異なっている(図28)。前掲図6参照。

(3) 前掲図6参照。厠を凶方に配置することについては、「北木山蔵元風水記」11参照。

(4) 排水が「十二宮方位」によるかどうかは不明。「新川村風水記」15参照。

(5) 未・坤・申・壬は、八宅によれば「絶命」と「伏門」となる。鄭良佐が「八宅」で凶方のときには「九宮」によって吉凶を判断していることに注意したい。前掲図6、図9参照。また、「北木山蔵元風水記」7参照のこと。

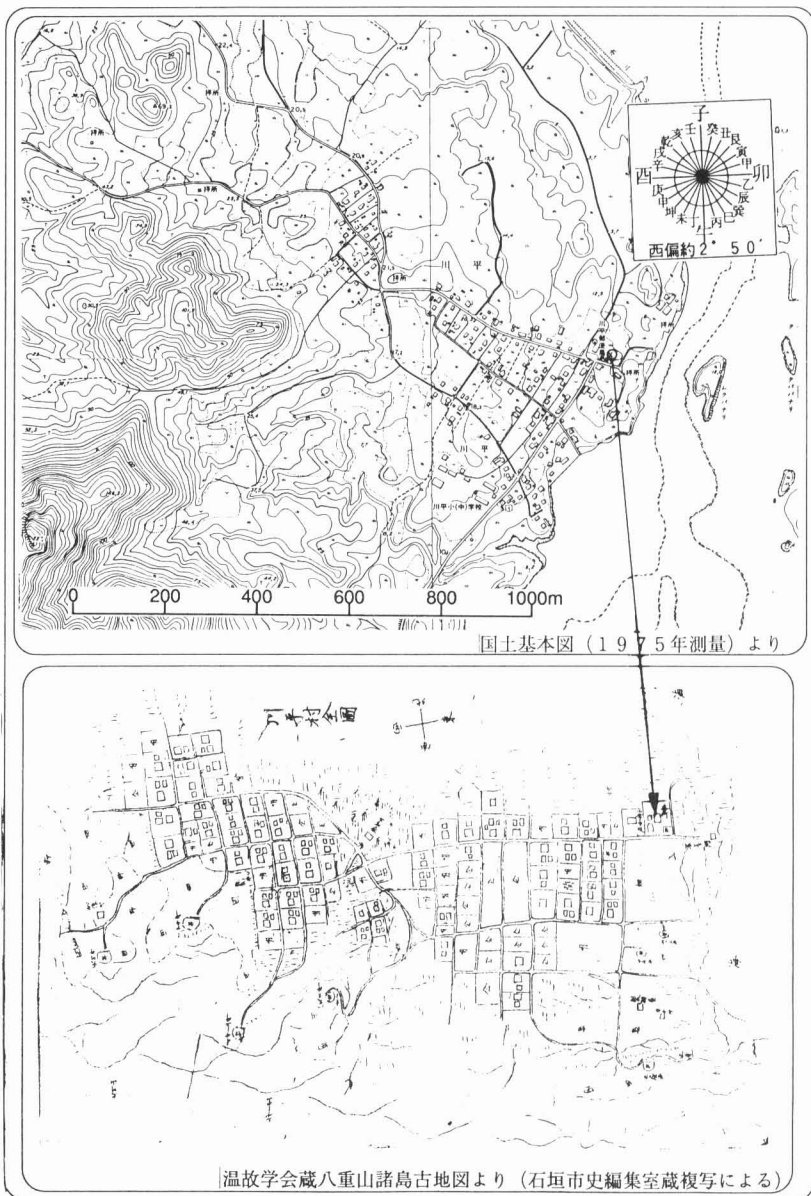


図28 川平村周辺図

- (6) 番所の左辺の道路は図28、後掲図31参照。道路の形状については、「四村風水記」1、及び「新川村風水記」5参照。
- (7) 前掲図7参照。
- (8) 辰向きの家屋の巽向きの門は、吉であるという。典拠不明。
- (9) 前掲図7参照。
- (10) 前掲図10参照。未・坤・申は、八宅によれば「延年」の吉方となる(前掲図7)。厠を吉方に配置するのは不吉であった。ここでも「八宅」で凶のときには「九宮」によって方位を判断している。
- (11) 前註(4)参照。
- (12) 「登野城村風水記」に「道路、曲折して拱来する者は氣を進むとなし、横直して抱身する者は氣を界すとす。本村、後ろは高く前は低し。恐らくは村中の氣、走泄せん。吉ならず。直しく美崎の前より横に道を開きて以て廻抱すべし。乃ち其の氣、走泄せず。吉となす」という。身(村落)を抱くかのように道路を横向きに開くと「氣」をくぎるといふ。『平陽全書』巻六に引く『帰厚録』陽基篇十二の解説に「又論道路、直朝者作来氣断。如乾方有路来朝、則宅受乾氣也。横截者作止氣断。如坤方有横街、則宅受艮氣也。朝路比来龍、而横路比界水」と。家宅の乾の方角から直路が来れば乾の氣を受け、坤の方角に横向きに街があれば反対側の艮の氣を受ける。家宅に対して直線に向かう道路はその方角の氣が入り、「来龍」に比較できる。家宅に対して横向きの道路は氣を止め、「界水」に比較できるという。また『地理古鏡歌』「路」にも「路能界氣、亦能迎当」と。また、先にも引用した『葬書』の「(経)氣乗風則散、界水則止。古人聚之使不散、行之使有止、故謂之風水」の注に、平坦な地について「故不以寬曠為嫌、但取横水之有止、使氣之不行也云々」といふ。つまり、穴に対して横向きの水で氣を止めると。横向きの道路・水流は氣をとどめる役割をはたした。風水では、水流も道路も同じとされる(「新川村風水記」註6に引く『平陽全書』参照)。
- (13) 典拠不明。『陽宅十書』論宅外形第一「陽宅外形吉凶図說」に「四面交道、主凶殃禍起、人家不可当、若不損財、災禍死投河、自縊井中亡」とあり、家宅の四方が道路に面しているのは、不吉とされた。また、『水龍経』四に「囚水」と名づけて「穴」の四面に水が流れるのを不吉とし、「四面水湍流、不久有災憂・心疼及腹痛・水蟲・葉難投」といふ。水の流れと道路とは、同じである。後掲図29参照。
- (14) 「新川村風水記」7参照。
- (15) 「新川村風水記」13参照。
- (16) 後掲図30参照。「凹陷」に植樹することについては、「四村風水記」3参照。
- (17) 川平村は「坐戌向辰」、戌から丑、つまり村の後方にあたるほぼ北西から北東にかけて植樹せよといふ。『葬書』外篇

に「経」形如負屨、有壠中峙、法葬其止。注万物負陰而抱陽、故凡背後不可無屏障以蔽之、如人之肩背最畏賊風、則易于成疾。坐穴亦然、真龍穿障受幘、結成形局、玄武中峙、依倚屏障、以固背氣、此立穴之大概也」と。およそ背後は「屏障」によって蔽われていなければならない。人の背中に賊風があたれば、病気にかかりやすいからである。穴では、後方に玄武がそびえ、この「屏障」によりかかって背後の気を固めると。本文中の「外屏」は「屏障」、つまり「ついたて」である。後掲図31参照。

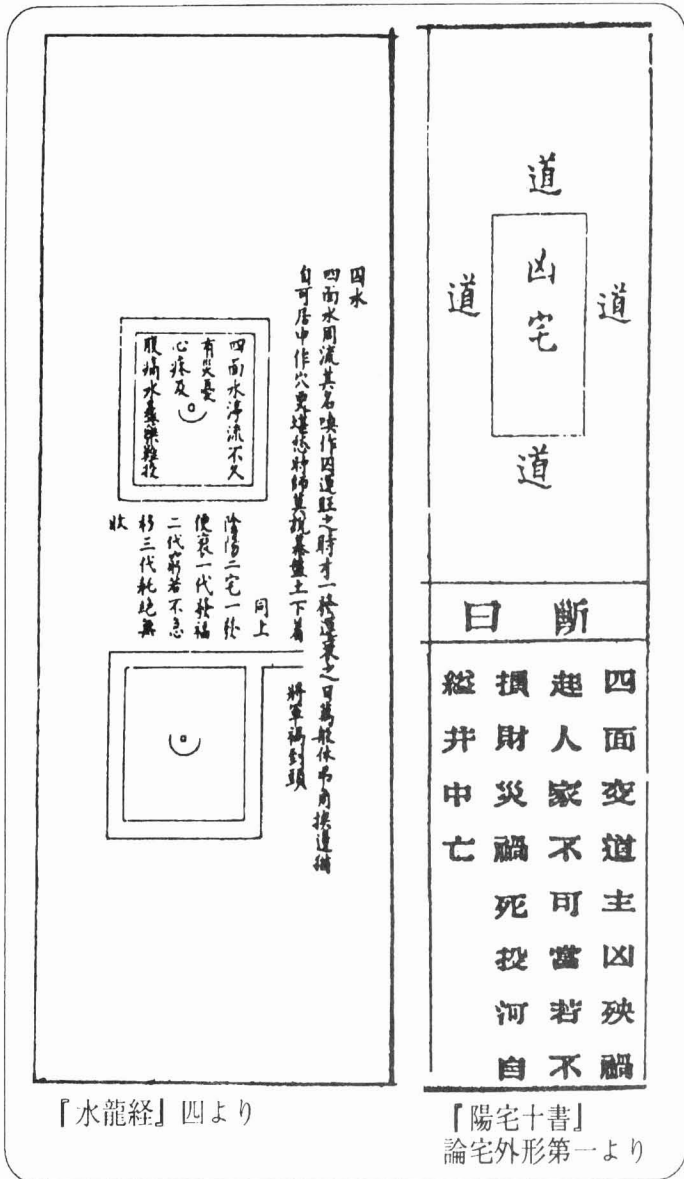


図29 道路・水流による四囲

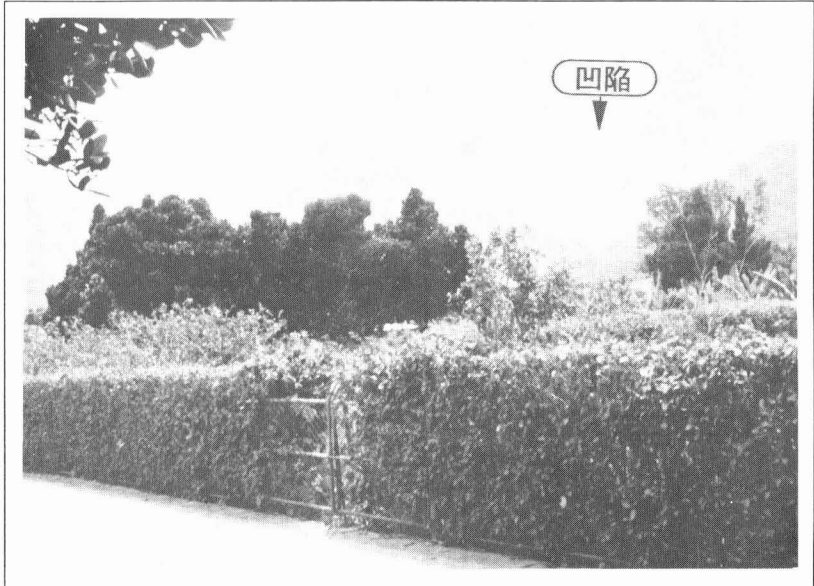


図30 川平集落四方の凹陷

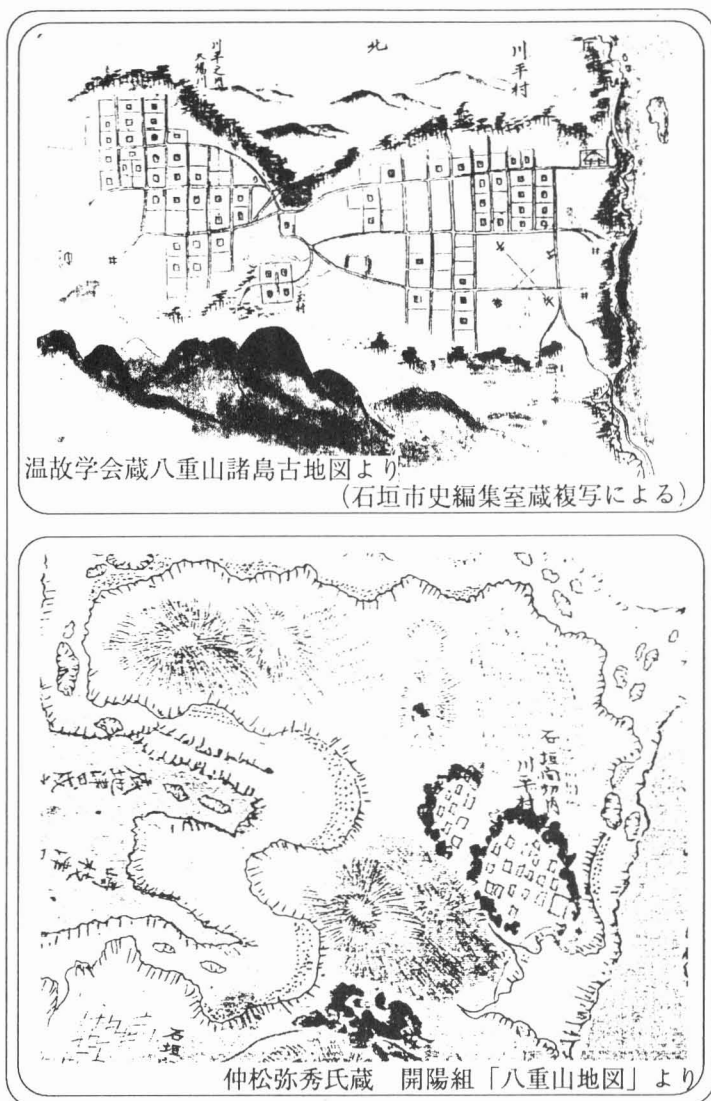


図31 川平村周辺の樹林

## 六、伊原間村

### 「伊原間村」原文

伊原間村 坐長向坤

- 一 本村、左辺両山甚高、人家在右辺。恐其間風進來、生氣尽被吹散、而人民必衰矣。且又宅地樹木茂盛、而陰氣甚重。此処不可住居。宜照凶移居前面以受陽氣、乃人民必盛矣。其移之時、今所居之樹木不伐去、以遮蔽其後凹陷。又自酉至巳、多栽樹木以護其氣、則吉。
- 一 其移之時、宅坐丑向未、門開未方、為生氣門、尤吉。
- 一 竈可作戌乾亥方、此方在八宅為天医方、尤吉。
- 一 宅内之水、戌辛酉庚未申丙丁方、各見其便而可流出、吉。

### 「伊原間村」書下し

伊原間村 長に坐し坤に向かう<sup>1)</sup>

1一、本村、左辺の両山は甚だ高く、人家は右辺に在り。恐らくは其の間、風の進み来たりて生氣は尽く吹散せられ、而るに人民は必ず衰えん<sup>2)</sup>。且つ又た宅地の樹木は茂盛して陰氣は甚だ重し。此の処は住居すべからず<sup>3)</sup>。宜しく

図に照らして居を前面に移し、以て陽氣を受くべし。乃ち人民は必ず盛んならん。<sup>(4)</sup> 其れ移るの時、いま居る所の樹木は伐去せず、以て其の後ろの凹陷を遮蔽せよ。又た西より巳に至るまで、多く樹木を栽え、以て其の氣を護れば、則ち吉。<sup>(5)</sup>

- 2 一、其れ移るの時、宅は丑に坐し未に向かい、門は未の方に開きて生氣の門となせば、尤も吉。<sup>(6)</sup>
- 3 一、竈は戌・乾・亥の方に作るべし。此の方、八宅に在りては天医の方なり。尤も吉。<sup>(7)</sup>
- 4 一、宅内の水は、戌・辛・酉・庚・未・申・丙・丁の方、各々其の便を見て流出すべし。吉。<sup>(8)</sup>

註

- (1) 前掲図5参照。
- (2) この景観については、後掲図32、後掲図33参照。また「新川村風水記」2参照のこと。
- (3) 「新川村風水記」13参照。
- (4) 鄭良佐の風水見分によって伊原間村が移動したかどうかは、今後の調査を俟ちたい。
- (5) 鄭良佐は、村落の移動に際してもとの樹木を残すことを多く指示している。「凹陷」については「四村風水記」3、図33参照。移動後の村落は「坐丑向未」、西から巳にかけては村落の西から時計回りに南南東に至り、村落の左右及び後方に植樹するようという。「川平村」15、及び後掲図34参照のこと。
- (6) 前掲図5参照。鄭良佐は移動後の村落の方位を北に十五度ずらすように指示している。
- (7) 竈の方位は、移動後の村落の坐向を想定したものであろう。前掲図5参照。
- (8) 排水の方位も、移動後のものであろう。



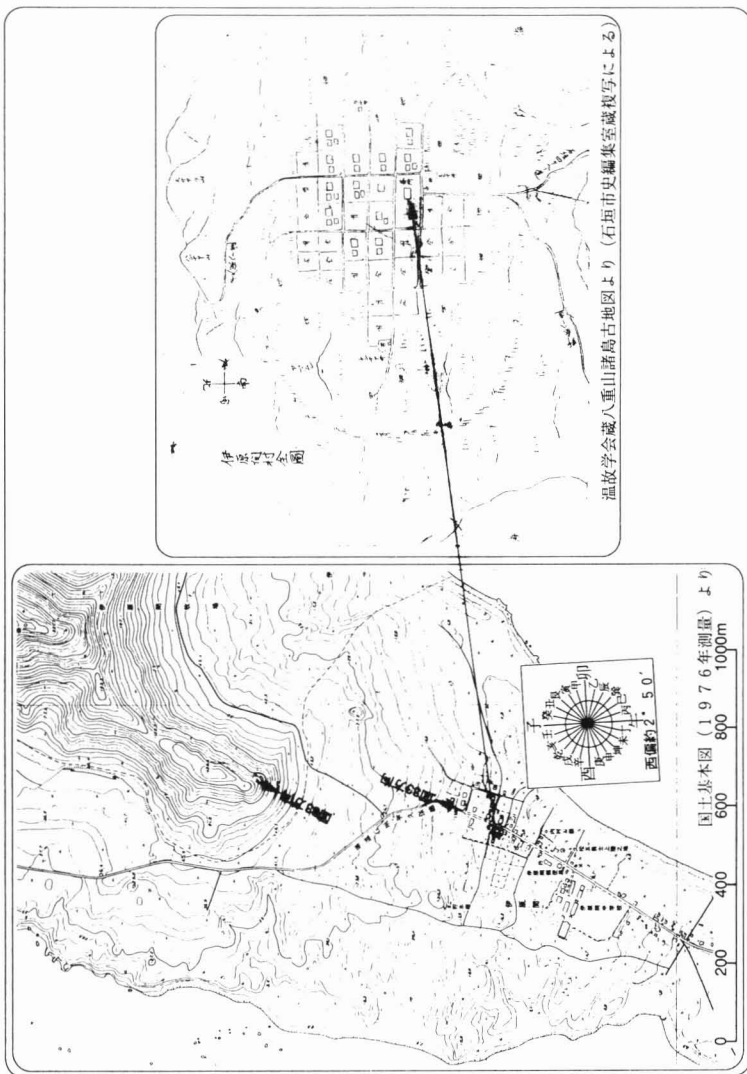


図32 伊原問村周辺図



「左辺の両山」方向より見た伊原間集落



伊原間集落より見た「左辺の両山」、凹陷の形勢がみられる

図33 伊原間村と「左辺の両山」



温故学会蔵八重山諸島古地図より  
 (石垣市史編集室蔵複写による)



仲松弥秀氏蔵 開陽組「八重山地図」より

図34 伊原間村周辺の樹林

## 七、桃里村

### 「桃里村」原文

桃里村 坐長向坤

- 一 当面有山而直冲者、其禍甚速。本村当面有山而直冲、不吉。宜照凶移居右辺以避其禍、乃吉。
- 一 其移之時、宅坐寅向申、門開申方、為生氣門、尤吉。
- 一 竈可作戌乾亥方、吉。
- 一 廁可作壬癸方、又吉。
- 一 宅内之水、戌辛酉庚丙丁方、各見其便而可出、吉。
- 一 移時、今所居之樹木不伐去而為外屏、可以護其氣、乃吉。
- 一 自寅至午、又多栽樹木而為外屏、可以護其氣、乃吉。

### 「桃里村」書下し

桃里村 艮に坐し坤に向かう<sup>①</sup>

1 一、当面に山ありて直ちに冲く者は、其の禍い甚だ速し<sup>②</sup>。本村の当面に山ありて直ちに冲くは、吉ならず<sup>③</sup>。宜しく

図に照らして居を右辺に移し、以て其の禍いを避くべし。乃ち吉<sup>4</sup>。

2一、其れ移るの時、宅は寅に坐し申に向かい、門は申の方に開きて生氣の門となせば、尤も吉<sup>5</sup>。

3一、竈は戌・乾・亥の方に作るべし。吉<sup>6</sup>。

4一、廁は壬・癸の方に作るべし。又た吉<sup>7</sup>。

5一、宅内の水は、戌・辛・酉・庚・丙・丁の方、各々其の便を見て出すべし。吉<sup>8</sup>。

6一、移るの時、今ま居る所の樹木は伐去せずして外屏となし、以て其の氣を護るべし。乃ち吉<sup>9</sup>。

7一、寅より午に至るまで、又た多く樹木を栽えて外屏となし、以て其の氣を護るべし。乃ち吉<sup>10</sup>。

#### 註

(1) 前掲図5参照。

(2) 一般に、「穴」の前面にある山は「案山」「朝山」とよばれる。『葬書』内篇に「〈経〉欲進而却、欲止而深。〈注〉上句言、擁衛之山、須得趨揖朝拱、不欲其僭逼衝突而不遜也。下句言、滌蓄之水、必得止聚淵澄、不欲其洩瀉反背而無情也」という。「穴」を擁衛する山、つまり左右の「砂」や前面の「案山」「朝山」などに、おごり逼まって「衝突」するような不遜な勢いがあるのは避けるようにいう。『地理人子須知』卷五上「総論朝案二山・論案山」に、「凡穴前低小之山、名曰案山。如貴人抱案之義……亦不必拘合於形像、但以端正員巧、秀媚光彩、平正齊整、廻抱有帽(情?)為吉。順水飛走、或向穴尖射、及臃腫粗大、破碎巉岩、醜惡走竄、反背無情、為凶」という。つまり、案山は姿がととのって「廻抱有情」なものがよく、「穴」に向かって「尖射」したり、形状が険しく醜惡で「反背無情」な案山は凶とされた。「冲」の形勢は、「衝突」「尖射」に相当しよう。図35参照。

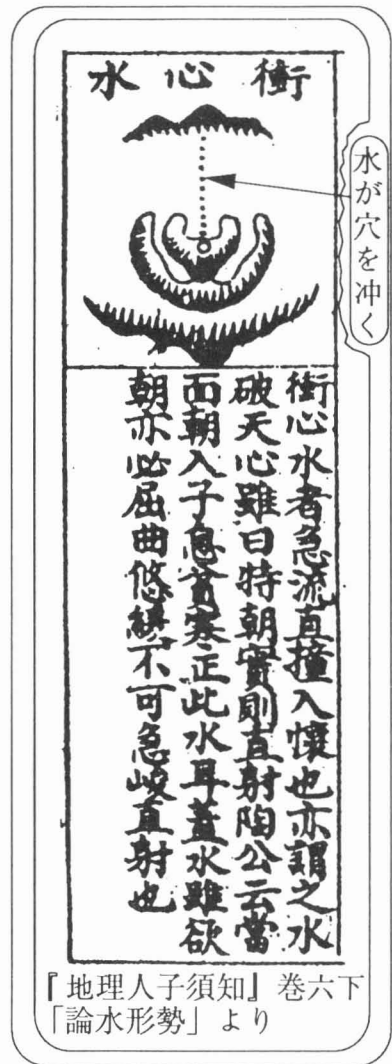


図35 「冲」の形勢

(3) カラ岳のこと。後掲図36、37参照。

(4) 桃里村の移動については、図36参照。松茂氏当貴『光緒貳年丙子菊月吉祥日仕立 目差役被仰付候以来日記』に次のようにある。

一 桃里村之儀、此節新敷江引移度奉存候間、百姓等手明次第、夫々引越候様被仰付度奉存候。此旨宜様御取成奉頼候、以上。

丑四月

一 同廿六日辛亥執、桃里村此節新敷江番所作建候付、風水見与儀通事親雲上御下島之時、係役西表首里大屋子・上原目差大湾筑登之御兩人申受御同道五ツ時分出立、八ツ頭暖所相届、村向羽并屋敷組彼是御取究被成候付、屋敷賦合を以相与へ、尤御馳走向ハ御粥一膳・椰子酒・鍋めんこ、□□差上置候(後略)

光緒三年(一八七七)四月、桃里村は新しい敷地に移り、番所も建て直したので、風水見与儀通事親雲上が八重山に渡航したときの「係役」に村の方位、並びに屋敷組を檢分させたという。桃里村は一八六二年の鄭良佐の風水見分に従って、十五年後に移動したことになる。また、前掲の笹森儀助『南嶋探検』2によると、明治二十六年(一八九三)の段階で、「三

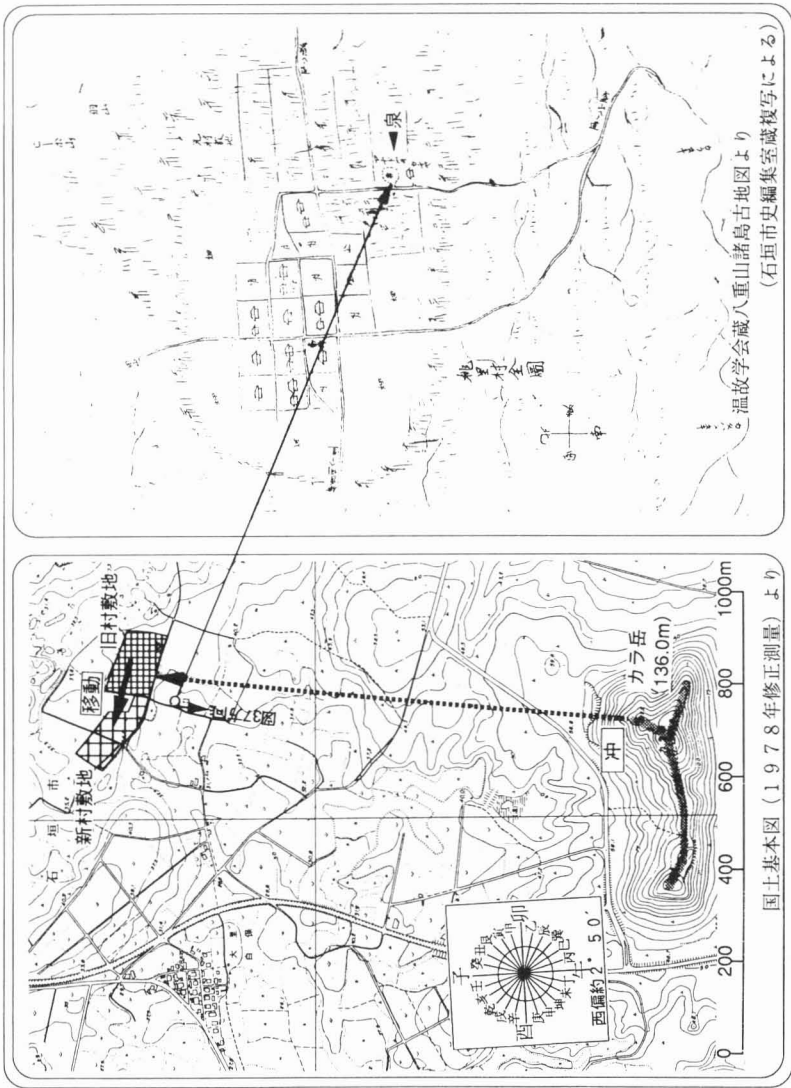
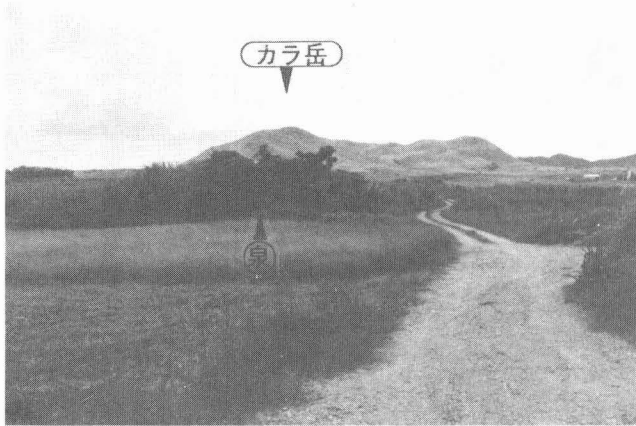
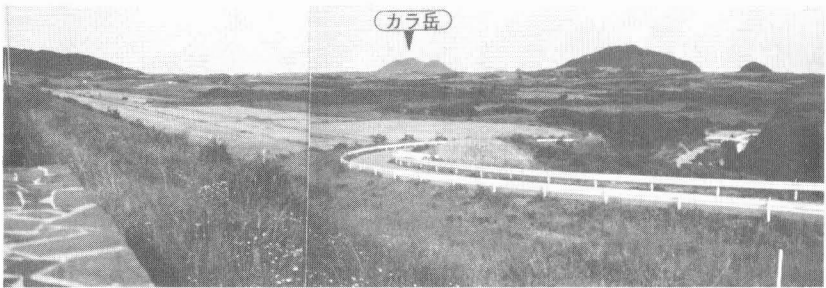


図36 「沖」の形勢と村落移動



移動前の桃里村敷地から見たカラ岳、手前の樹林に  
図36の泉が現在する



西方から見たカラ岳

図37 カラ岳の形勢



十余年前八村ノ少シ東南ニアリシモ、土地不良ニシテ頗ル風土病ニ苦ム。故ニ現地ニ移転セシモ云々」(二十二頁)という。新城敏男前掲論文参照。

- (5) 前掲図5参照。移動後の村落を南に十五度すらすように指示している。
- (6) 前掲図5参照。戌・乾・亥は「八宅」では「天医」の吉方となる。
- (7) 前掲図5参照。壬・癸は「八宅」では「五鬼」の凶方となる。
- (8) 「新川村風水記」15参照。
- (9) 「川平村」15、「伊原間村」1参照。また、図38参照。
- (10) 移動後の村落は「坐寅向申」、寅から午、つまり村落の後方の東北東から南にかけて植樹するようにいう。前註(9)参照。また、図38参照。

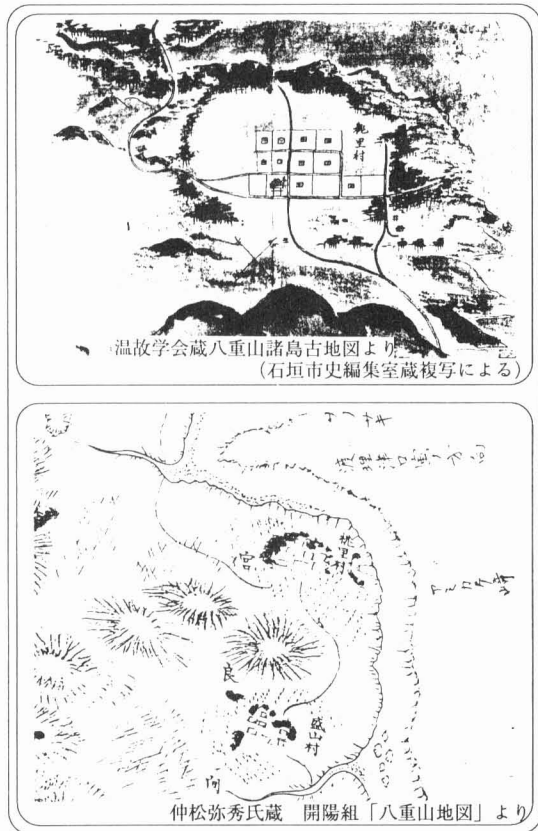


図38 桃里村周辺の樹林

## 八、竹富村

### 「竹富村」原文

#### 竹富村

- 一 番所、坐癸向丁、大門在丁方、是為延年門、尤吉。
- 一 小門在西方、此方為禍害方、不吉。宜改門申方、此方在九宮為生氣方、尤吉。
- 一 廁在午方、此方為延年方、不吉。宜改移艮方、此方為五鬼方、尤吉。
- 一 又廁在亥方、此方為六煞方、尤吉。
- 一 番所内之水、向門口而流去、不吉。宜於西方掘塘以瀦、乃吉。
- 一 番所後頭、宜照凶多栽樹木、以避崎枝山之凹陷、乃吉。
- 一 其後山、宜照凶自西至東多栽樹木、以為屏障、乃吉。
- 一 後之大路、直对崎枝山之凹陷、不吉。宜照凶以改開、乃吉。
- 一 当工字路者、必有兩家傷分之妨。仲筋村□□屋・玻座真村□□屋・□□屋・□□屋、犯此妨。照凶以改、則不妨。
- 一 □□□屋・□□□屋兩家、十字对門。恐有夫妻難存之妨。宜照凶以改、乃吉。
- 一 村中樹木甚茂盛、皆可伐去。不然、鬼怪棲止害人。

- 一 各家樹木甚高而茂盛、不吉。宜伐去其半、以受陽氣、乃吉。
- 一 悪石直對門、不吉。宜因旧改開其門、乃吉。
- 一 仲筋村、四方有路圍宅者、主世出癡瘋之人。本村□□屋・□□屋、犯此妨。照凶以改、則不妨。

「竹富村」書下し

竹富村

- 1 一、番所は癸に坐し丁に向かう。大門は丁の方に在り。是れ延年の門なり。尤も吉<sup>①</sup>。
- 2 二、小門は酉の方に在り。此の方、禍害の方なり。吉ならず。宜しく門を申の方に改むべし。此の方、九宮に在りては生氣の方なり。尤も吉<sup>②</sup>。
- 3 三、厠は午の方に在り。此の方、延年の方なり。吉ならず。宜しく改めて艮の方に移すべし。此の方、五鬼の方なり。尤も吉<sup>③</sup>。
- 4 四、又た厠は亥の方に在り。此の方、六煞の方なり。尤も吉<sup>④</sup>。
- 5 五、番所内の水、門口に向かいて流去す。吉ならず。宜しく西の方に塘を掘りて以て瀦<sup>た</sup>むべし。乃ち吉<sup>⑤</sup>。
- 6 六、番所の後頭、宜しく凶に照らして多く樹木を栽え、以て崎枝山の凹陷を避くべし。乃ち吉<sup>⑥</sup>。
- 7 七、其の後山は、宜しく凶に照らして西より東に至るまで多く樹木を栽え、以て屏障となすべし。乃ち吉<sup>⑦</sup>。
- 8 八、後ろの大路は、直ちに崎枝山の凹陷に対す。吉ならず。宜しく凶に照らして以て改め開くべし。乃ち吉<sup>⑧</sup>。

- 9 一、工の字の路に当たる者は、必ず両家傷み分けの妨げあり。仲筋村□□屋、<sup>(9)</sup> 玻座真村□□屋・□□屋・□□屋、此の妨げを犯す。凶に照らして以て改むれば則ち妨げず。
- 10 一、□□屋・□□屋の両家は、十の字に門に対す。恐らくは夫妻存し難きの妨げあらん。<sup>(11)</sup> 宜しく凶に照らして以て改むべし。乃ち吉。
- 11 一、村中の樹木、甚だ茂盛す。皆な伐去すべし。然らざれば、鬼怪の棲止して人を害す。<sup>(12)</sup>
- 12 一、各家の樹木、甚だ高くして茂盛す。吉ならず。宜しく其の半ばを伐去して以て陽気を受くべし。乃ち吉。<sup>(13)</sup>
- 13 一、悪石の直ちに門に対するは、吉ならず。宜しく旧に因りて改めて其の門を開くべし。乃ち吉。<sup>(14)</sup>
- 14 一、仲筋村、四方に路ありて宅を囲む者は、世々癩瘋の人を出すを主る。<sup>(15)</sup> 本村□□屋・□□屋、此の妨げを犯す。凶に照らして以て改むれば則ち妨げず。

註

- (1) 前掲図6参照。
- (2) 八宅からみると、西は「禍害」の凶方、申も「絶命」の凶方となる。ここでも鄭良佐は「八宅」で凶方のときには「九宮」によっている。前掲図6、図9参照。
- (3) 前掲図6参照。
- (4) 番所によっては、廁が二つあったと思われる。『八重山島諸村所役公事帳』に「村々番所并おゝか屋雪隠所、式ツニ壱ツハ石ニ而築調候事」という。前掲図6参照。
- (5) 西の方位に塘(池)を掘ることにについては、典拠不明。
- (6) 崎枝山の凹陥は、石垣島の屋良部半島の付け根の凹みをさす。後掲図39、後掲図40、後掲図41参照。
- (7) 「屏障」については「川平村」15参照。また後掲図41参照。竹富村の番所は「坐癸向丁」、西から番所の後方の「癸」、つまり北北東を経て東まで植樹するようにいう。番所のほば三方に植樹することになる。

- (8) 図39、図40参照。
- (9) 「新川村風水記」7参照。
- (10) 竹富島は玻座間村と仲筋村に分かれていたが、行政的には竹富村として一括されていた。
- (11) 典拠不明。「新川村風水記」21などという、路を挟んで両宅の門が相對しているのとは、少し形状が異なるのであろう。
- (12) 村落の中に生い茂っている樹林をさすと思われる。「新川村風水記」13参照。
- (13) 同右参照。
- (14) 「因旧」はもと通りに。「新川村風水記」11参照。
- (15) 「川平村」11参照。

〈附記〉

上勢頭亨『竹富島誌 民話・民俗篇』（法政大学出版局、一九七六年）「95 積場所（スンバシャー）の由来と島の形の話」に、竹富村（玻座間村）の番所の後ろの「大路」についての伝承がみえる。「美崎の旧道路は直線に通って部落の入口の所で曲がり、ここに大きな石積みみのスンバシャーが築かれた……これは悪魔風の神をよけ祓いする障害物である。島民の健康と島の繁栄のために、島フンシ法で造られた道路とスンバシャーである、と古老たちは言い伝えている」（二〇七頁）。おそらく明治初期の伝承と思われるが、鄭良佐の風水見分との関連については、今後の調査に期したい。



図39 竹富村周辺図

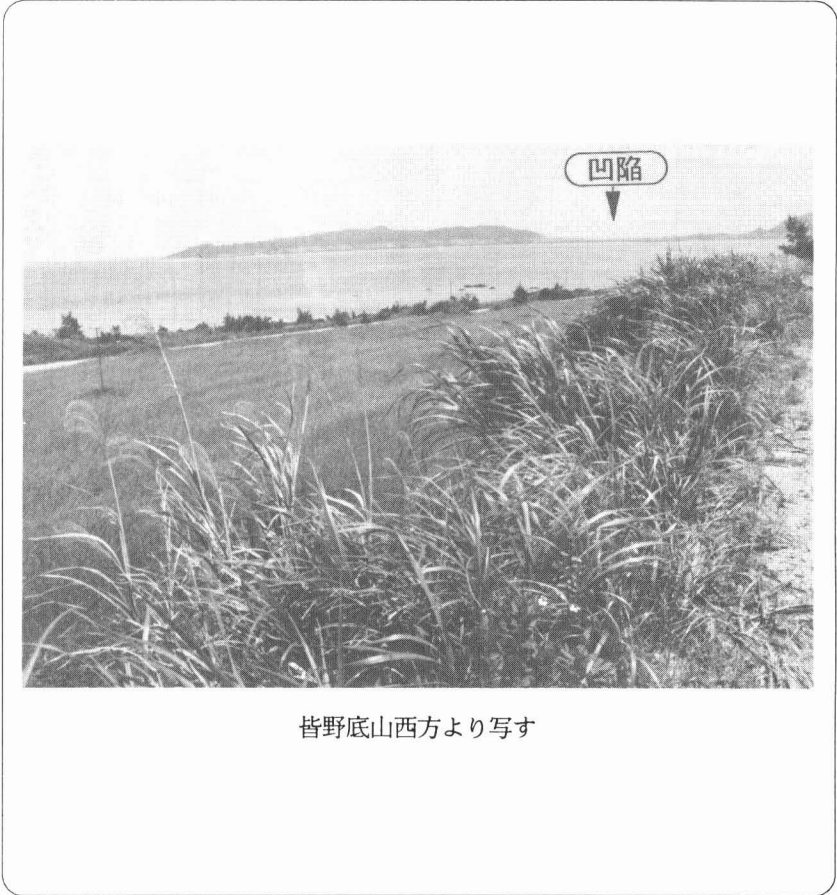


図40 崎枝の凹陷

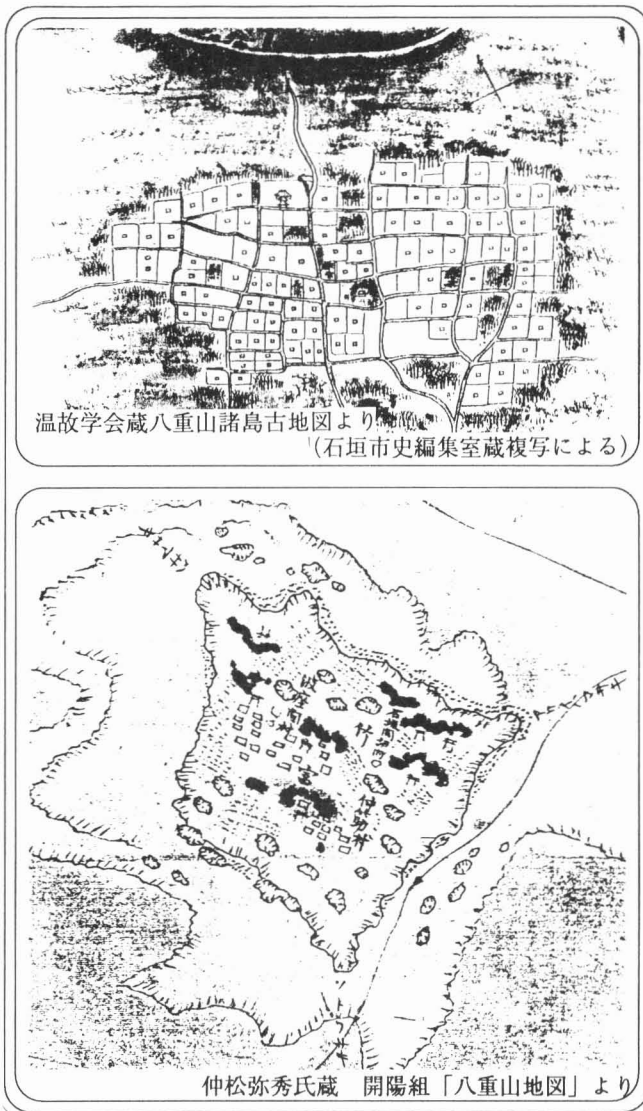


図41 竹富島の樹林



## 九、古見村

### 「古見村」原文

古見村移番所時 坐戌向辰

- 一番所、地勢甚低。恐濕氣甚重而有居人疾病之妨。宜照凶以移居其上、乃吉。
- 一大門、欲開乙方、在八宅為五鬼方、欲開辰方、又為禍害方、不吉。然古人云、辰向、巽為旺財、巳為福德門。以地勢考之、開（下欠）
- 一客廁可作甲方、此方為五鬼方、尤吉。
- 一小門可開辛方、此處為生氣方、吉。
- 一廁可作丁方、此處為絕命方、吉。
- 一宅內之水、從門出、則有貧窮之妨、不吉。從乙方出、則吉。
- 一本村、左右有山抱護。又黑嶋山、自海中出而為之屏障、尤吉。但村中樹木甚高而茂盛、道路又無水溝。恐居人為濕氣所傷、而不能發生。宜因旧開溝、又其樹木伐去半、乃吉。
- 一道路以曲折為吉。本村大板橋之道、背去而無情、不吉。宜照凶以改開、乃吉。
- 一□□屋一帶、不便往来。宜照凶以改開、乃各家得其便、尤吉。

\* 「開」字以下は空欄になっており、花山孫位写本の時点ですでに判読が不可能な状態になっていたと思われる。

### 「古見村」書下し

古見村、番所を移すの時 戌に坐し辰に向かう<sup>①</sup>

1 一、番所、地勢は甚だ低し。恐らくは湿気甚だ重くして居人疾病の妨げあらん。宜しく図に照らして以て居を其の上に移すべし。乃ち吉<sup>②</sup>。

2 二、大門、乙の方に開かんと欲すれば、八宅に在りては五鬼の方となり、辰の方に開かんと欲すれば、又た禍害の方となる。吉ならず<sup>③</sup>。然るに古人云わく、「辰の向き、巽は旺財なり、巳は福德の門なり」と<sup>④</sup>。地勢を以てこれを考うれば開(下欠)

3 一、客の厠は甲の方に作るべし。此の方、五鬼の方なり。尤も吉<sup>⑤</sup>。

4 一、小門は辛の方に開くべし。此の処、生氣の方なり。吉<sup>⑥</sup>。

5 一、厠は丁の方に作るべし。此の処、絶命の方なり。吉<sup>⑦</sup>。

6 一、宅内の水、門從より出せば、則ち貧窮の妨げあり。吉ならず。乙の方從り出せば、則ち吉<sup>⑧</sup>。

7 一、本村、左右に山ありて抱護す<sup>⑨</sup>。又た黒嶋山、海中より出てこれが屏障となる<sup>⑩</sup>。尤も吉。但だ、村中の樹木は甚だ高くして茂盛し、道路も又た水溝なし。恐らくは居人、湿気の傷むる所となりて、発生すること能わざらん。宜しく旧に因りて溝を開くべし。又た其の樹木は半ばを伐去せよ<sup>⑪</sup>。乃ち吉。

8 一、道路は曲折を以て吉となす。本村の三板橋の道、背去して情なし。<sup>(12)</sup>吉ならず。宜しく凶に照らして以て改め開くべし。乃ち吉。

9 一、□□屋の一带、往来に便ならず。宜しく凶に照らして以て改め開くべし。乃ち各家、其の便を得。尤も吉。<sup>(13)</sup>

### 註

- (1) 古見村については、鄭良佐が風水見分をした当時、すでに番所の移築が予定されていたものと思われる。前掲図7参照。
  - (2) 後掲図42参照。番所は、旧敷地のすぐ上部に移動している。
  - (3) 前掲図7参照。以下は、番所移動後の坐向を前提としたプランであろう。
  - (4) 辰向きの家宅の巽向きの門、巳向きの門を吉とすることについては、典拠不明。「川平村」6参照。
  - (5) 前掲図7参照。
  - (6) 前掲図7参照。
  - (7) 前掲図7参照。
  - (8) 「新川村風水記」15参照。
  - (9) 図42、後掲図43参照。
  - (10) 黒嶋山について。古見村の前方に黒島が横たわってみえる(図43参照)。「屏障」と表現しているが、ここではおそらく案山、朝山(「桃里村」註2参照)の形状をいうのであろう。『平陽全書』卷三「平陽三弁」に、「閩・広如厦門・珠崖山島不可勝数、皆山脈入海而復起者」という。つまり、福建・広東の海浜一帯の島は、龍脈たる山脈が一旦海に入ってまた起ち上がったものという。島は、また山とみなされたのである。
- ① 島を風水景観の一部、たとえば案山・朝山としてとりいれる方法は、琉球にかなりみられる。
- 「首里城地理記」では、馬齒山(慶良間諸島)が首里城の「錦屏」となっている(「新川村風水記」註2参照)。
- 『伊是名東江家墓関係文書』(仮称、東江家蔵、浦添市立図書館長高良倉吉氏提供)
- 同治三年(一八八四)、久米村志多伯里之子親雲上による風水見分文書。前諸見親雲上と喜納筑登之の墓の方位を記して、

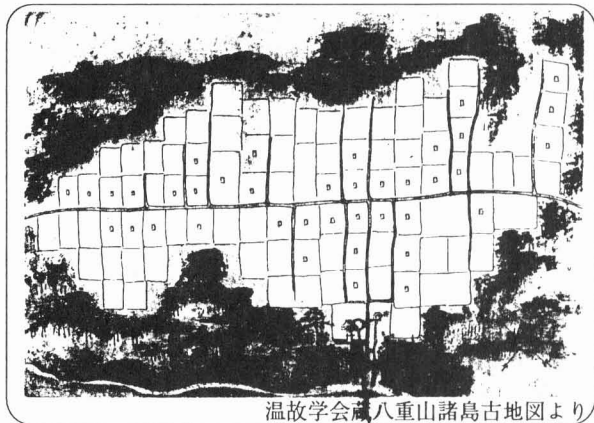
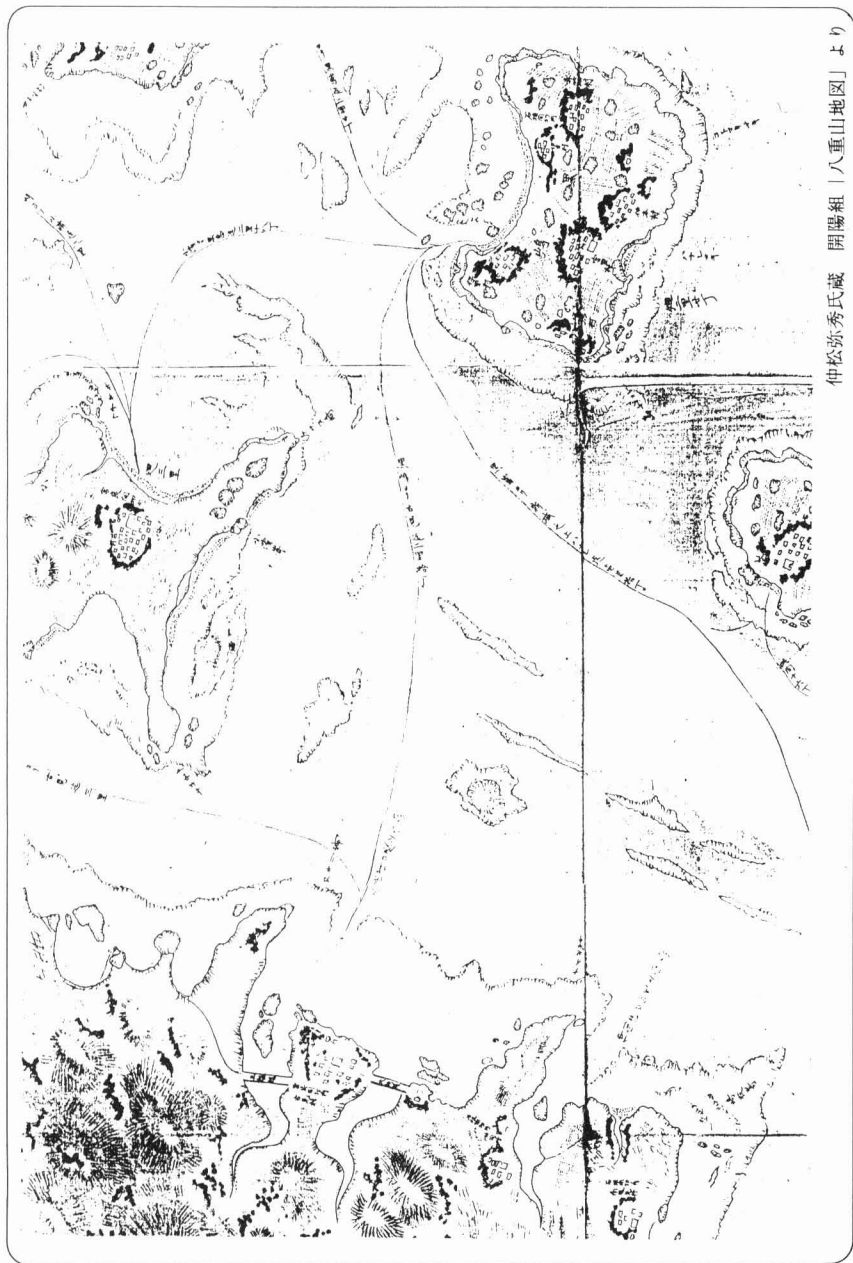


図42 古見村絵図



仲松弥秀氏藏 開陽組「八重山地図」より

図43 小浜島周辺の古地図

次のようにいう。「右式ヶ所之風水ハ子孫繁栄いたし富貴長命立身之有象、風水甚可宜候。墓所ヨリ向ニ国頭方嶽相見得候付、風水宜有之候事」。ここでは、伊是名島からみえる沖繩本島の国頭地方の山々が墓所の風水景観にとりいれられている。

○「佳城絵図分金」(棚原家墓所記録、棚原家蔵)

明治三十一年(一八九八)、久米村鄭字道による久志村・徳盛屋(棚原家)の墓地の風水見分文書。「墓贊・夫佳城之一款、龍盤虎踞、冠于本郡之雄、牛眠鶴舞、以慰千載之靈。在于前吉位者、為文案、在于後吉位者、為錦屏。真是天文地理足準云爾」。墓図には、「坐癸向丁」の墓の前方に「文案」(案山の一)として伊計島、池宮城島(宮城島)、平安座島、浜比嘉島が描かれている。後掲図44参照。

②こうした発想は、中国の風水思想にもみられる。

『地理大全入門要訣』巻一「論三大幹龍」に、「朱士達曰、天下地脉、発自崑崙、……即以中国言之、兩京十三省、辟之一小小穴場。河南、其中乳也。山東北直、左砂也。吳越閩広、右砂也。東海、明堂也。呂宋・琉球・瓊州・日本、印星也」と。つまり、中国大陸の黄河・長江流域全体を「穴」として、東方の海を「明堂」、呂宋(ルソン島)・琉球(台湾か)・瓊州(海南島)・日本の諸島を「印星」(案山の一か)とみなしている。

(11) 「水溝」は排水溝であろう。『八重山島科人公事帳』「掃除締方之事」に「石垣并道路溝耳石之損所者則、可致修補耳、暖之役人江申渡、違背之方者不掃除之者、同科可申不事」とあり、溝の管理が定められていた。また、樹木については「新川村風水記」13参照。

(12) 大板橋は、後良川(シラ川)に架かる大枝橋。『金石文』79「大枝橋碑」によると康熙五十四年(一七一五)に、浮橋を架けたという。前掲図43参照。道路の曲折については、「新川村風水記」5、「川平村」5参照。

(13) 「新川村風水記」9参照。



図44 佳域絵図分金

一〇、小浜村

「小浜村」原文

小浜村 坐艮向坤

- 一 番所、坐丑向未、大門在未方、是為生氣門、尤吉。
- 一 小門在庚方、是為延年門、又吉。
- 一 客廁在寅方、此処為旺氣方、不吉。宜改移甲方、此処為六煞之方。廁在此方、又吉。
- 一 内之水從丁方出、則吉。
- 一 廁在壬方、此処為五鬼方、又吉。
- 一 本村、後有山以為之屏、又衆山自海中出為之外屏、以抱護。尤為美地。
- 一 村中樹木甚高而茂盛、不吉。伐去其半、則吉。
- 一 南方西方、樹木甚少而無遮蔽之佐。宜照圖以栽樹木、乃吉。
- 一 当工字道者、有兩家傷分之妨。本村□□屋・□□屋、犯此妨。改則不妨。
- 一 四方有道圍宅者、主世出癩瘋之人。本村□□屋・□□屋、犯此妨。各見其便而塞斷一方、則不妨。



「小浜村」書下し

小浜村

艮に坐し坤に向かう<sup>①</sup>

- 1 一、番所は丑に坐し未に向かう。大門は未の方に在り。是れ生氣の門なり。尤も吉<sup>②</sup>。
- 2 二、小門は庚の方に在り。是れ延年の門なり。又た吉<sup>③</sup>。
- 3 三、客の廁は寅の方に在り、此の処、旺氣の方なり。吉ならず。宜しく改めて甲の方に移すべし。此の処、六煞の方なり。廁の此の方に在るは、又た吉<sup>④</sup>。
- 4 四、内の水、丁の方<sup>⑤</sup>従り出せば、則ち吉<sup>⑤</sup>。
- 5 五、廁は壬の方に在り。此の処、五鬼の方なり。又た吉<sup>⑥</sup>。
- 6 六、本村、後ろに山ありて以てこれが屏となり、又た衆山の海中より出てこれが外屏となり、以て抱護す。尤も美地なり。
- 7 七、村中の樹木、甚だ高くして茂盛するは、吉ならず。其の半ばを伐去すれば則ち吉<sup>③</sup>。
- 8 八、南方・西方は、樹木甚だ少なくして遮蔽の佐けなし。宜しく窓に照らして以て樹木を栽うべし。乃ち吉<sup>⑩</sup>。
- 9 九、工の字の道に当たる者は、両家傷み分けの妨げあり。本村□□屋・□□屋、此の妨げを犯す。改むれば則ち妨げず。
- 10 一〇、四方に道ありて宅を囲む者は、世々癩瘋の人を出すを主る。本村□□屋・□□屋、此の妨げを犯す。各々其

の便を見て一方を塞断すれば、則ち妨げず。

註

- (1) 前掲図5参照。
- (2) 前掲図5参照。
- (3) 前掲図5参照。
- (4) 客廁の在る寅の方は、八宅では「伏門」、九宮では「旺氣」の吉方となる。甲の方は八宅では「六煞」の凶方となり、九宮でも「退氣」の凶方となる。廁は凶方に置くのが吉である。前掲図5、図8参照。
- (5) 「新川村風水記」15参照。
- (6) 前掲図5参照。
- (7) 小浜島の最高地点である大岳(ウフダキ、標高九九、四メートル)をさすと思われる。「川平村」15参照、また後掲図45参照。
- (8) 小浜島は、石垣島、竹富島、黒島、新城島、波照間島、嘉弥真島、鳩間島、西表島に四方を包囲されており、「衆山」はこれらの島をさすと思われる。「川平村」15、「古見村」7参照。また後掲図46参照。
- (9) 「新川村風水記」13参照。
- (10) 小浜村は「坐辰向坤」、北東が後方、南西が前方となる。南方と西方は村落の左右の先端部となる。
- (11) 「新川村風水記」7参照。
- (12) 「川平村」11参照。

(付記)

本稿は、平成三、四年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)「東アジア風水文化圏に関する学際的研究—自然観・自然環境・生活空間—」(代表者、町田宗博、課題番号〇三三〇五〇〇七)の研究成果の一部であり、現地調査研究は、平成四年度宇流麻学術研究助成基金(琉球列島における風水思想の受容と変容)代表者、比嘉政夫)による成果の一部である。

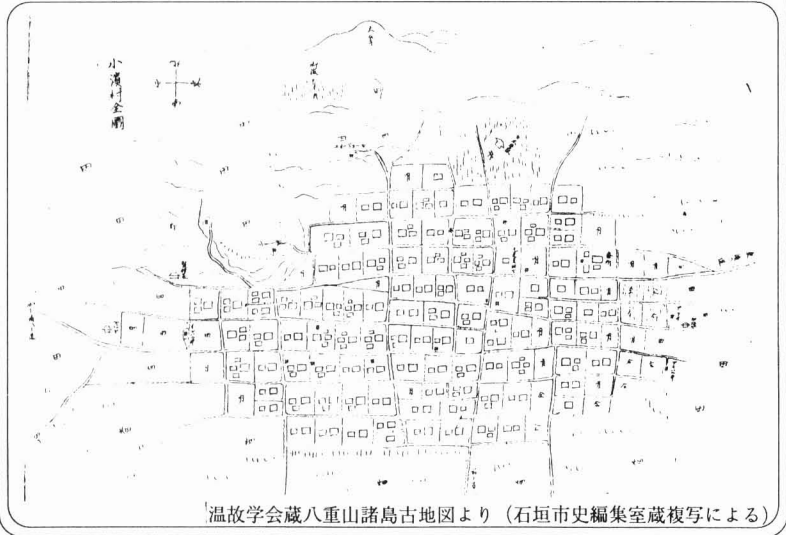
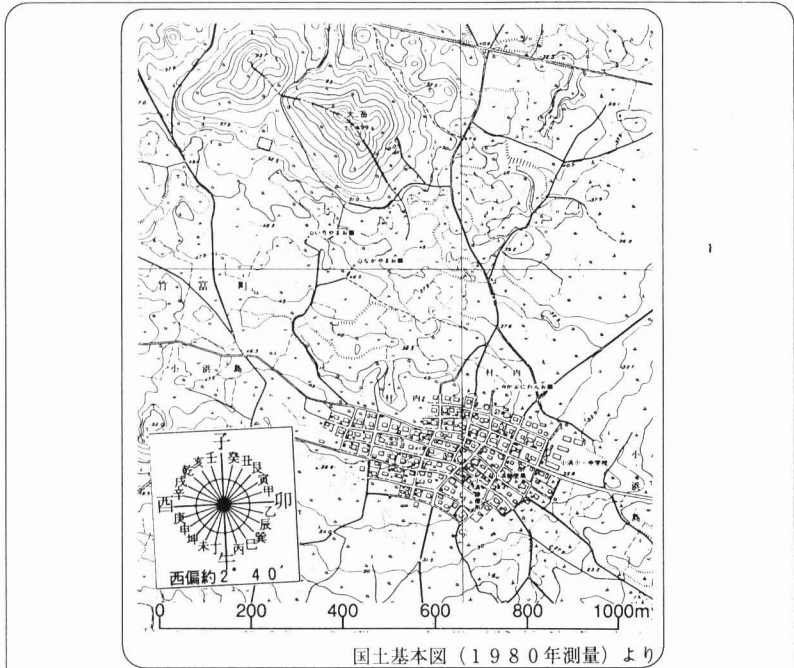


図45 小濱村周辺図



小浜島東方海上より写す、手前が小浜島、遠景が西表島



小浜島より東方を写す、左手前が加屋真島、遠景が石垣島の連山、  
右手遠景に竹富島

図46 「衆山」の形勢